

淡海子ども・若者プラン

1. 淡海子ども・若者プラン ～子育て三方よし 生まれる前から自立まで～ (概要)

淡海子ども・若者プランの策定

(1) 計画策定の背景と趣旨

この計画は、少子化や家庭環境の変化など子ども・若者を取り巻く現状を踏まえ、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

(2) 計画の位置づけ

- 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定される「都道府県行動計画」
- 母子及び寡婦福祉法第12条に規定される「母子家庭及び寡婦自立促進計画」
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定される「都道府県子ども・若者計画」
- 「滋賀県基本構想」をはじめとして、本県の関係計画、指針等と整合した計画

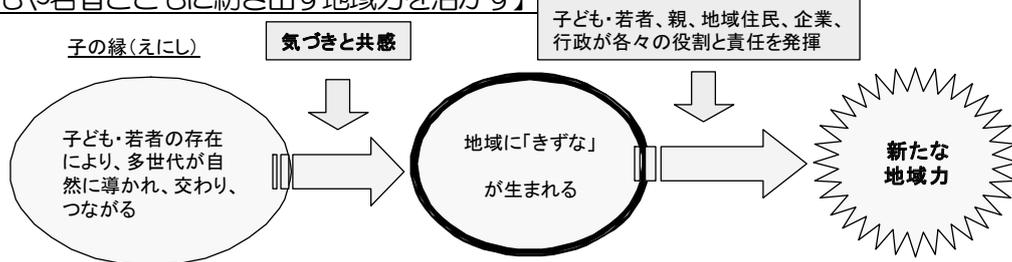
(3) 計画の期間

平成22年度(2010年度)から平成26年度(2014年度)までの5年間

基本理念

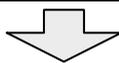
子どもや若者ととともに紡ぎ出す地域力を活かして、「育ち・育てる環境づくり」を進め、喜びや幸せを分かち合いながら、次代を担う子ども・若者が輝く“しが”の実現をめざします。

【子どもや若者ととともに紡ぎ出す地域力を活かす】



【「育ち・育てる環境づくり」】

- 子ども・若者が、人権を尊重され、自己肯定感を育みながら、夢を持って健やかに育つことができる環境づくり
- 保護者が、子どもを安心して育てることができ、子育てを通じて保護者自身も成長することができる環境づくり
- 地域が、子ども・若者ととともに成長し、地域に明るさと活力が生まれる環境づくり



【次代を担う子ども・若者が輝く“しが”】

- 子によし

○**子ども・若者が**、自らが持つ力を十分に発揮しながら、未来を拓く力を育み、たくましく生きることができる。
- 親によし

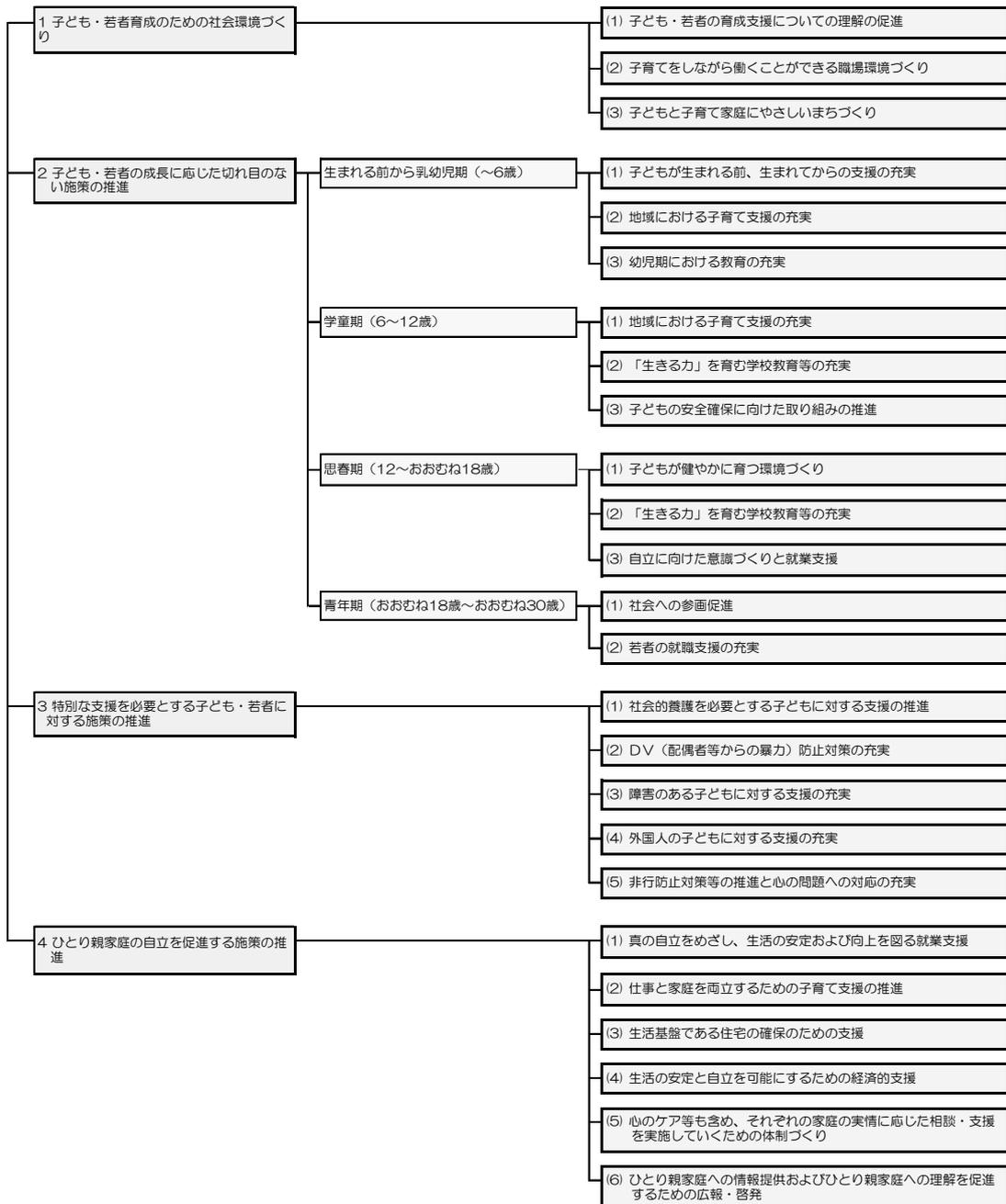
○**保護者が**、仕事と家庭・地域生活の両立など、多様な生き方が受け入れられ、幸せを感じながら、責任を持って子どもを育てることができる。
- 世間によし

○子ども・若者の育成を通じて、全ての世代が生き生きと輝く、個性的で活力のある**地域**が生まれる。

施策の基本的視点

- (1) 子ども・若者にとっての幸せを第一に考える。
- (2) 将来の親を育てる。
- (3) 子育て家庭の視点に立った施策を推進する。
- (4) 子どもが生まれる前から自立するまで、切れ目のない施策を推進する。
- (5) 子ども・若者育成支援施策の量の拡充と質の向上を図る。
- (6) 特別に支援が必要な子ども・若者と子育て家庭に対するきめ細かい支援を行う。
- (7) 社会全体で子育て・子育てを支える。
- (8) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進する。
- (9) 地域の実情を踏まえ、「滋賀らしさ」を活かした取り組みを進める。

淡海子ども・若者プランの施策体系



4つの施策の柱と主な取り組み

今後5年間において、次の4つを柱として、必要な施策を推進していきます。

1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

基本目標

- 社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取り組みを進めます。
- 安定した親子関係の中で、子どもが健やかに成長していくため、保護者が、仕事との両立に苦慮することなく子育てをすることができる環境の整備に向けた取り組みを推進します。特に男性の育児休業取得率がきわめて低い水準にあることや就業時間が長いことなどに鑑み、男性が積極的に子育てに関わることができる職場環境の整備や意識づくりを進めます。
- 子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、子育てにやさしい環境を整備します。

【取り組み例】

- ・「子育て三方よし」のメッセージの発信など、社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義等についての意識啓発
- ・よりよい家庭環境づくりや子どもの人権を尊重していくための意識づくり
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた意識啓発や職場環境の整備
- ・公共施設や交通機関などにおけるユニバーサルデザイン化や犯罪のないまちづくりの推進

子育て三方よし

「三方よし」は、「売り手よし」、「買い手よし」、「世間よし」という近江商人の活動の理念を表す代表的な言葉で、商売は当事者の売り手と買い手だけでなく、社会全体の幸福につながるものでなければならないという考え方です。滋賀県ではこれにならって、子育て支援施策を進める上でのキーワードとして、「子育て三方よし」を発信しています。

暮らしの身近なところにある豊かな自然や魅力ある歴史、文化などの滋賀の風土を活かして、子どもが自ら育つ力を育むための「子によし」、子どもを産み育てる人を支援するための「親によし」、暮らしやすい社会を実現する「世間によし」となることを目指しています。



2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

基本目標

子どもが病気や事故、虐待などにより命を落とすことなく、安全・安心に育つ環境を整えます。また、子ども・若者の成長段階ごとの特性や課題を踏まえ、一人ひとりが自ら育つ力を育み、自分の可能性を伸ばすため、行政のみならず、県民、施設、企業など様々な主体が連携して子ども・若者や子育て家庭に関わりながら、切れ目のない施策を実施します。特に、子ども・若者、子育て家庭を取り巻く社会環境を踏まえ、以下に重点を置いて施策を進めます。

- ①子どもが生まれる前からの親育て、親支援を通じたよりよい家庭環境づくり
- ②生涯にわたる生活や学び、自立の基礎となる遊び、体験の機会の確保
- ③保育所や放課後児童クラブなど仕事と家庭の両立を支える施策の量の拡充と質の向上
- ④自己肯定感を高めながら学力を身につけ、心の豊かさを育む学校教育等の充実

【取り組み例】

■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

- ・妊婦健診等の相談体制や周産期医療体制の充実などによる安全・安心な妊娠、出産の確保
- ・小児救急医療体制の充実
- ・地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等の促進、子育て支援人材の育成など、すべて家庭に対する子育て支援の充実
- ・「子育て三方よしコミュニティ」づくりの推進・保育の量の拡充と質の向上、延長保育、病児・病後児保育、家庭的保育などの多様な保育ニーズに対応する施策の推進
- ・家庭、保育所、幼稚園、地域などの教育力の向上
- ・認定こども園の設置促進

■学童期（6～12歳）

- ・放課後児童クラブの量の拡充と質の向上
- ・子どもたちの遊ぶ機会や場の確保、自然や地域資源を活かした多様な学びの場の充実
- ・「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育む教育の推進
- ・スクールガード、子ども安全リーダーの養成や活動支援
- ・子ども自身の危機回避能力の育成

■思春期（12～おおむね18歳）

- ・思春期保健対策の充実
- ・インターネットや携帯電話の使用に関するモラルの育成
- ・「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育む教育の推進
- ・勤労観・職業観を養い、社会での自立を目指す支援の充実

■青年期（おおむね18歳～おおむね30歳）

- ・自立や社会性を獲得する機会の提供や自立支援のためのネットワークづくり
- ・職業能力開発の支援
- ・就職の支援や就業機会の拡大

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

基本目標

健やかに成長し、自立していく上で、困難を伴ったり、不利な立場に置かれているなどの理由により、特別な支援が必要な子ども・若者が、その命と人権を守られ、適切かつ十分な支援が受けられるよう、市町、関係機関および県民と連携した取り組みを進めます。特に、以下に重点を置いて施策を進めます。

- ①児童虐待防止総合対策の推進
- ②発達障害のある子どもおよびその家族に対する支援
- ③非行などの課題がある青少年の立ち直り支援

【取り組み例】

- ・児童虐待防止総合対策の推進
- ・DV防止とDV被害者の自立支援の推進
- ・障害の早期発見、早期治療の推進と障害のある子どもの成長・発達およびその家庭への支援
- ・発達障害のある子どもに対する支援
- ・外国人の子どもに対する学習や健全育成の支援、外国人に対する子育て支援活動の促進
- ・青少年の健全な育成を図るための環境整備
- ・非行防止、立ち直り支援の推進、子どもに対する相談体制の充実

4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

基本目標

ひとり親家庭の状況や取り巻く環境は様々ですが、その置かれている環境の如何にかかわらず、子どもは心身ともに健やかに育ち、育てられなければなりません。「親の自信と幸福」があって「子の幸福」があるとの基本認識を共有し、ひとり親家庭に対し必要とされる時に必要な支援を行います。

また、ひとり親家庭は社会を構成する一つの家族形態であるとの認識のもと、ひとり親家庭に対する社会全体の理解が深まり、ひとり親家庭が安心して生活や子育て、社会参加等ができる環境整備を進めます。特に、以下に重点を置いて施策を進めます。

- ①養育費についての広報・啓発・相談の充実
- ②仕事と家庭を両立するための子育て支援の推進
- ③ひとり親家庭への情報提供、ひとり親家庭に対する理解促進のための広報・啓発の推進

【取り組み例】

- ・ニーズに応じた就職情報、職業あっせんおよび能力開発の支援の推進
- ・ひとり親家庭についての理解の促進や、企業・団体等における雇用機会の創出のための広報・啓発の推進
- ・仕事と家庭を両立するための子育て支援
- ・生活基盤である住宅の確保のための支援
- ・児童扶養手当、母子寡婦福祉資金の貸付などの経済的支援の推進や養育費についての広報・啓発・相談の実施
- ・母子自立支援員、ひとり親家庭福祉推進員などによる相談体制の充実
- ・ひとり親家庭への情報提供およびひとり親家庭に対する理解を促進するための広報・啓発

計画推進のために必要な事項

計画を実効性のあるものにするためには、行政はもとより、家庭、学校、企業をはじめ、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割と責任を果たし、お互いに連携・協力しながら、積極的かつ主体的に取り組んでいくことが必要です。

1 それぞれの役割

県

総合的かつ計画的な施策を推進するとともに、子育て支援等に関わる人材の育成を実施します。

また、家庭、学校、企業などに対する必要な支援や情報提供とともに、市町に対しては、技術的・専門的な助言や支援などを行います。

市町

保育、地域の子育て支援、母子保健、児童虐待防止、学校教育などの分野において、主体的な役割を担っています。

次世代育成支援行動計画に基づく、住民ニーズに対応したきめ細かな施策の推進が求められます。

家庭

基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、思いやりの心、倫理観など、子どもたちが生きていくうえで必要な能力や規範を身につけさせる場です。

子どもの基本的な生活習慣や人間形成などを育むとともに、男女がともに家事や育児を担うなど、家族のきずなを大切にしていくことが求められます。

保育所、幼稚園、学校

子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、集団生活を通して、集団の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場です。

家庭や地域と連携しながら、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが求められます。

企業

子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められます。

また、企業の専門性を活かして、地域や学校等で行われる子育て支援活動や教育活動に積極的に参画することが期待されます。

県民

一人ひとりが子育てや、子ども・若者の育ちや自立に関心を持ち、地域において、子育て家庭や子ども・若者の育ちに積極的に関わり、多様な活動の場の提供や安全対策など、みんなで子ども・若者の育ちを支え、応援していくことが期待されます。

2 関係者の協力・連携

滋賀県子ども・青少年施策推進本部を中心とした関係部局の相互連携により、子ども・若者施策を総合的に進めるとともに、国、市町、企業や民間団体等との連携・協力を図りながら、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりを進めます。

3 点検評価・進行管理・計画の見直し

PDCAサイクル（計画—実施—評価—改善）の考えに基づき、毎年度、施策の点検評価と進行管理を行い、必要に応じて計画を見直します。

2. 淡海子ども・若者プランの主要事業実績・成果（平成24年度）

1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

施策名	施策の方向性	
(1)子ども・若者の育成支援についての理解の促進	①ともに関わり、支える地域づくり 「子によし」、「親によし」、「世間によし」の「子育て三方よし」のメッセージを発信し、子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成にともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育みます。 ②よりよい家庭環境づくり 家族のふれあいやきずなを大切にしながら、男女がともに子育てに関わり、よりよい家庭環境を作る意識を育みます。 ③子どもの人権を尊重していくための意識づくり 子どもの人権を尊重し、その可能性をのばしていくことが大切であるという意識を育みます。	
評価	<p>保育所等を利用せず子育てをしている世帯は、地域や親同士のつながりが少なく、また、子育て支援情報も得にくい環境にあることから、そうした世帯へ子育て支援情報を発信するとともに、地域社会で子育てを支える意識の高揚を図ることによって、参加・交流が促進された。</p> <p>男女共同参画社会の実現に向け、固定的性別役割分担意識の解消や主体的に生き方を選択できる力の向上の取組が進んでいる。</p> <p>「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動推進事業では、小・中学生を対象にしたポスターコンクールの実施や啓発資材の貸し出しにより、基本的な生活習慣や生活リズムの大切さについて啓発することができた。</p> <p>協定締結に向けた企業・事業所への取組をとおして、企業を含めた社会全体で子どもの育ちを支える気運の醸成が図られつつある。</p> <p>人権課題に関わる実践的な講座を通して、子どもの人権を尊重していくための教職員の意識の高揚につながった。</p>	
今後の課題等	<p>子育てを地域社会で支えることの大切さを発信し、その気運の醸成を図っているが、これが地域社会に定着するには、今後とも「子育て三方よし」の考え方を県民に発信し、社会全体で子育てを支える意識の一層の浸透を図るとともに、子育て・子育てを支える地域づくりが必要である。</p> <p>副読本の活用率100%を目標に掲げているが、授業時間の確保が困難という課題があり、活用率が伸び悩んでいる。引き続き、現場(教員)へのアンケート結果を参考に教育現場に即した副読本づくりを進め、教育委員会と連携して活用率の向上に取り組み、男女共同参画の意識の醸成や実践につなげていく必要がある。</p> <p>教職員が男女共同参画の理念を理解し、指導することが重要であり、教職員らに対する研修や意識啓発の充実を図っていく必要がある。</p> <p>「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動推進事業については、スポーツ健康課や健康長寿課の取組と密接に関連しているため、情報交換を密にし、連携を強化する。基本的な生活習慣や態度を身につけることの大切さの理解を促進するために、引き続き、生活リズムの向上に関わる情報の収集とその提供に努める必要がある。</p> <p>家庭の教育力の向上に向けた職場づくりをさらに推進するため、引き続き県内企業事業所へ家庭教育協力企業協定の締結を働きかけるとともに、制度の在り方についての検討を進める必要がある。</p> <p>教育現場での世代交代が進んでいく中、人権教育推進の中核となるリーダーを育成し、学校全体の実践的指導力の向上を図る必要がある。</p>	
具体的取り組み	1-(1)-① ともに関わり、支える地域づくり	
関連事業名	「子育て三方よしコミュニティ」推進事業 (子育て三方よし情報発信・共有事業)	所管
事業実績	<p>社会全体で子育てを支える「子育て三方よし」の考え方や地域の子育て支援情報をテレビやWEB等を活用して発信し、社会全体で子育てを支える気運の醸成を図った。</p> <p>(1)テレビ番組を通じた情報発信 びわ湖放送において、子育て支援情報番組「すくすくすんぶん」を発信し、県内の子育て支援情報を広く県民に周知した。</p> <p>(2)子育て情報を共有するための携帯サイト・ホームページの構築 テレビ番組とも連動させながら、ホームページ「すくすくすんぶん」に掲載するとともに、子育てサークルや子育て支援機関等の情報を発信することにより、すべての子育て世帯に対する子育て支援サイトとして運営した。 また、小学生の児童を持つすべての世帯を対象とした子育て情報紙「すくすくすんぶん」を制作し、子育て情報を広く発信した。(93,000部)</p>	子ども・青少年局
成果	TV番組「すくすくすんぶん」の放送や子育て情報紙「すくすくすんぶん」の配布等により、地域の子育て支援活動を県民へ周知し、社会全体で子育てを支える気運の醸成が図られた。	

1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

具体的取り組み	1-(1)-② よりよい家庭環境づくり	
関連事業名	児童・生徒向け意識啓発事業	所管
事業実績	<p>男女共同参画社会の実現をめざし、青少年期から固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に生き方を選択できる力を高めるため、小中高校用副読本を作成・配布した。また、授業での活用を促すため、副読本を活用したモデル授業を実施した。</p> <p>【児童生徒用副読本、指導者用手引きの配布および活用】 副読本 ・小学生用(15,797部)、中学生用(15,247部)、高校生用(14,498部) 手引き ・小学生用(1,156部)、中学生用(571部)、高校生用(562部) 活用率 ・小学生用(H23→H24:84.8%→88.2%)、中学生用(50.9%→58.5%)、高校生用(41.0%→41.9%)</p> <p>【副読本を活用したモデル授業の実施】 小学生用副読本を活用したモデル授業を実施。 モデル授業の後、副読本の活用について、意見交換を実施。 ・長浜小学校 ①実施日:11月9日 ②科目:学級活動 ③参加教員等人数:12名</p> <p>【教職員講座の実施】 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進と正しい理解を深めるため、教職員講座(10年経験者研修と位置付け)を実施し、その中で副読本の活用の目的や活用状況等について周知した。 実施日:8月9日 参加教員等人数:102名</p>	男女共同参画課
成果	副読本を活用した授業後、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない言動が見られるなど、子どもたちが男女共同参画について学び、考えるための一助となった。また、副読本を活用したモデル授業を実施することで、教員が副読本を活用した授業の持ち方を効率的に学べるとともに、意見交換等により男女共同参画社会の実現の必要性への理解が深まった。	
関連事業名	「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動推進事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生を対象にしたポスターコンクールを実施。県内137校より1,166作品の応募、優秀作品を6点選定 県PTA研究大会において表彰 ・「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発グッズ(ポスター入賞作品、のぼり旗、ジャンパー、CD等)の貸出。 ・大臣表彰の推薦 ・24年度に新設された、優れた活動を表彰する表彰制度。庁内で選考会を開催し、日野小学校と新旭青少年育成学区民会議の2件を文科省に推薦。 	生涯学習課
成果	大臣表彰の受賞 推薦した2団体が受賞	
関連事業名	企業内家庭教育促進事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・県内1,249事業所と家庭教育協力企業協定制度に基づく協定を締結。 ・協定企業の協賛により家庭教育啓発ポスターを2,700枚作成。 	生涯学習課
成果	平成23年度末1,111事業所から138事業所が増加し、協定企業の協賛を得て、家庭教育啓発ポスターを作成するなど、企業における家庭教育の大切さについての理解が広がりつつある。	
具体的取り組み	1-(1)-③ 子どもの人権を尊重していくための意識づくり	
関連事業名	人権教育教職員実践サポート講座	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・授業での実践をサポートするため、人権教育に関する基礎的な資料や情報、スキルなどを提供する講座を開催。前期6回、後期2回、計8回 前期436名、後期115名、計551名 	人権教育課
成果	講座受講者の評価は平均4.6(5段階評価)と高く、すぐ学校での実践に結びつく内容となった。また、受講者がそれぞれ所属において、伝達報告をすることとしているため、より広く県内の教職員に伝えられた。	

1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

施策名	施策の方向性
(2) 子育てをしながら働くことのできる職場環境づくり	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できるよう、事業主の意識改革や職場の上司や同僚の理解の促進など、雇用環境の整備を進めます。また、男性が子育てに関わることができるとともに、妊娠・出産後も女性が引き続き就業できる職場づくりを進めます。
評価	<p>仕事と生活の調和推進事業では、各事業を通じて、男性も女性も子育てをしながら働くことのできる職場環境づくりへの気運が高まっている。</p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進企業登録事業およびコーディネーター設置事業を通じて、県内企業にワーク・ライフ・バランスの概念を広めることができた。また、ワーク・ライフ・バランスモデル企業報告書を発行し具体的な取り組み事例を提供したことは、県内企業が一般事業主行動計画を策定・実践する際の助けになった。</p> <p>男性の育児休業取得奨励金は、その企業で初の男性の育児休業取得者が出た場合を対象としており、男性の育児休業取得の広がりを通じて男女がともに子育てに関わるための職場環境づくりを促進することができた。</p> <p>女性の就労トータルサポート事業については、利用者から「何から手をつけていいかわからなかったけれど、カウンセリングを重ねて、ゆっくりと自分を見つめ直すことができた。」「これから進む道が見えるようになった」といった声が寄せられており、就労や社会参画の意欲があるが、「子育て・家事」を理由に就職活動を行っていない人へ、一人ひとりのニーズや悩み、課題にきめ細やかに応じるワンストップの窓口を設置することにより、女性の再就職等に向けての支援を行うことができた。</p> <p>就労経験が乏しい等の理由で失業状態にある母子家庭の母や、出産・育児等によって退職し、再就職を希望する女性等に対して、就労への再チャレンジの機会を提供し、職業的自立を促すため、女性の就労ニーズに応じた職業訓練を実施し、一定の効果があつた。</p>
今後の課題等	<p>社会的気運の醸成や職場・地域での実践の広がりに向けた取組を進め、少しずつ社会的な気運醸成につながっているが、厳しい雇用環境・経済環境の中で主体的・積極的に取り組むという状況に至っていない。</p> <p>一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現には、仕事と生活の調和が必要不可欠であるという理解を深めるとともに、個人・企業等それぞれのメリット、好事例を示し、地域や家庭、職場において一人ひとりの実践に結びつく事業を、様々な機関と連携しながら引き続き展開していく必要がある。</p> <p>別途実施した「ワーク・ライフ・バランス取組状況調査」の結果から、女性従業員が少ない業種や中小企業において取り組みが進んでいない現状があらかになった。そこで、県に推進員を設置し、中小企業関係団体と協働した、ワーク・ライフ・バランス対応経営導入のための取組を行うと同時に、引き続き一般事業主行動計画の策定、実践、登録を促していく。</p> <p>奨励金が、対象となる男性従業員のいる企業に漏れなく活用されるよう、関係部局とも連携して引き続き企業に対する情報提供を行い、利用の促進を図る必要がある。</p> <p>女性の就労トータルサポート事業について、潜在的ニーズのある南部地域からの利用者が少ないことから、市町はもとより、地域の子育て支援団体等との連携により、滋賀マザーズジョブステーションではどのような支援を受けられるのか、わかりやすく伝えていく取組を通じて、県下各地域への一層の浸透を図っていくことが必要である。</p> <p>女性の再チャレンジ支援能力開発事業では、引き続き、就労ニーズに合った訓練内容の設定にするとともに、託児サービスなどについて充実を図り、より受講しやすい環境づくりと、就職率の向上を図る必要がある。</p>

1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

具体的取り組み	1-(2)-ア	男女がともに子育てに関わるための職場環境づくり	
関連事業名	仕事と生活の調和推進事業		所管
事業実績	<p>○「仕事と生活の調和推進会議が」の運営〔H20～〕 事業者、労働者、NPO、行政など関係者が一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組むため、平成20年6月に滋賀労働局と共同で立ち上げた「仕事と生活の調和推進会議が」において、社会的気運の醸成や職場・地域での実践の広がりに向けた取組を展開した。 ・活動内容：「仕事と生活の調和推進月間」（11月）の設定と集中的な広報・啓発の実施など</p> <p>○仕事と生活の調和推進シンポジウムの開催（11/21、参加者 100人） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会づくりに向けて、経済・労働団体、地域団体、行政等関係者が一堂に会して情報交換を行うとともに、社会的気運の醸成を図った。</p> <p>○男性の家庭・地域生活への参画・啓発冊子の作成・配布 男性が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性を理解し、家事・育児・介護等の家庭生活や地域生活に参画できる環境づくりを進めることを目的に、男性の家庭・地域生活への参画啓発冊子「ファミリースマイルUP!」を作成し、配布した。 ・作成部数：20,000部 ・配布先：市町、コンビニエンスストア、大型商業施設等</p> <p>○男性の家事・育児参画フォトコンテストの実施 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた課題の一つである男女の固定的性別役割分担意識の解消に向けて、家事や育児に積極的な男性を応援することにより実践の広がりにつなげていくため、「男性の家事・育児参画フォトコンテスト」の作品を募集、表彰し、入賞作品を県内各所で展示した。 ・応募総数：43件 ・表彰：カジダン部門、イクメン部門 最優秀賞各1点、優秀賞各2点、特別賞6点 計12点 ・展示：県庁、大型商業施設等（3カ所）</p>		男女共同参画課 〔子ども・青少年局、労働雇用政策課、生涯学習課〕
成果	経済・労働団体、地域団体、行政が連携して行った推進月間の広報・啓発活動、男性を対象とした啓発冊子や写真コンテストにより、地域や家庭、職場において一人ひとりの実践への気運を高めることができた。		
具体的取り組み	1-(2)-イ	男女がともに子育てに関わるための職場環境づくり	
関連事業名	ワーク・ライフ・バランス企業応援事業		所管
事業実績	<p>○滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録事業 （H24年度末登録企業数：635社） ・実態調査（アンケート調査および訪問調査）の実施</p> <p>○働くあなたへ 絵てがみ作品展の実施 ワーク・ライフ・バランスについて社会全体で気運を高めるため、働く人や働く人を支える家族等からのメッセージを表した絵てがみを募集し、展示を行った。 応募点数 H24年度577点</p> <p>○「ワーク・ライフ・バランスの取組を応援します」の発行（8,000部）</p> <p>○滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進コーディネーター設置事業 H24年度 行動計画策定支援企業数 18社 モデル企業 2社 モデル企業の取組について報告書を発行（900部）</p> <p>○「仕事と育児の両立を応援します」の発行（15,000部）</p>		労働雇用政策課
成果	滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録数はH24年度末で635社であり、目標は達成しているが、取組企業のさらなる拡大に向け「ワーク・ライフ・バランスの取組を応援します！」等のパンフレットを作成して各種セミナーで配付したり、企業訪問時に説明するなど取り組んでいる。 また、モデル企業における取組を報告書にまとめ、県内企業がワーク・ライフ・バランスを進める際の参考資料を提供した。		
関連事業名	男性の育児休業取得奨励金支給事業		所管
事業実績	育児休業を取得する男性を雇用する事業主に対して奨励金を支給した。 ・奨励金支給事業主 7社（支給総額 1,400千円）		
成果	男性の育児休業取得奨励金については、関係団体等への情報提供やホームページへの掲載等により制度の周知に努め、民間企業における男性の育児休業取得の促進につなげることができた。支給を受けた事業主や当該育児休業取得者からは、ワーク・ライフ・バランスや夫婦での助け合い、家庭における家事、育児の大変さなどへの理解が深まった等の声があり、こうした声もホームページにおいて紹介することができた。		子ども・青少年局

1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

具体的取り組み	1-(2)-ウ	女性の再就職の支援
関連事業名	女性の就労トータルサポート事業	所管
事業実績	<p>・「滋賀マザーズジョブステーション」の設置・運営(男女共同参画課、子ども・青少年局、労働雇用政策課) 関係部局との横断的な連携および国の協力を得て、仕事と育児等を両立しながら働き続けられる職場環境づくりを促進すると共に、出産・育児等による離職後、再就職を希望する女性をワンストップで支援するため平成23年10月19日に開設した「滋賀マザーズジョブステーション」の運営を行った。</p> <p>設置窓口: マザーズ就労支援相談、母子家庭等就業・自立支援センター、ハローワークマザーズコーナー 相談件数(3窓口): 2,181件 各種講座(就職に向けての実践的セミナー、公共職業訓練、ハローワークのセミナー)の開催</p> <p>平成24年9月5日 全国知事会「優秀政策」表彰受賞</p>	男女共同参画課[子ども・青少年局、労働雇用政策課]
成果	<p>基本構想に掲げる「働く場の橋架けプロジェクト」の取組として、出産や子育て等による離職後、再就職を希望する女性や仕事と子育てに悩む女性、社会へ一歩踏み出したい女性に対し、就労等を総合的にワンストップで行う窓口を設置して、仕事と子育ての両立に向けたアドバイスや一時保育の実施、就労相談、求人情報の提供や職業紹介などの支援を行うことにより、女性の抱えている様々な不安や悩みの解消、本人の希望の実現につなげることができた。</p> <p>就職状況: 251件</p>	
関連事業名	女性の再チャレンジ支援能力開発事業	所管
事業実績	<p>○母子家庭の母を対象とした職業訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練期間 : 2~3ヶ月間 ・ 実施形態 : 集合型 4コース(定員:各12名、計48名) 優先型 19コース(離転職者対象コースに優先枠を設け実施) ・ 訓練内容 : パソコン・経理事務、介護員養成、医療事務 等 ・ 平成24年度実績 : 受講者(72名) 修了者(64名) 就職者(46名) 就職率(65%) ※就職者には中途退校就職者(6名)を含む。 <p>○出産・子育て等を理由に離職された女性を対象とした短期間の職業訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練期間 : 5日間 ・ 実施形態 : 集合型 8コース(定員:各20名、計160名) ・ 訓練内容 : パソコンの基本操作の習得(ワードコース・エクセルコース・検定対策コース等) ・ 平成24年度実績 : 受講者(146名) 修了者(138名) 就職者(3名) 就職率(2%) 託児サービス利用者数(94名) 	労働雇用政策課
成果	<p>母子家庭の母等を対象とした訓練においては、就職率が65%であり、一定就職に結びつけることができた。 出産・子育て等を理由に離職された女性を対象とした短期間の職業訓練については、託児サービスの併設により受講しやすい環境を整備することで定員がほぼ充足した。</p>	

1 子ども・若者育成のための社会環境づくり

施策名		施策の方向性	
(3)子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり		良好な住宅や良好な居住環境の整備や、子どもや子ども連れの人が安心して外出できるよう、公共施設や交通機関などにおけるユニバーサルデザイン化を進め、誰もが住みやすいまちづくりを進めます。また、子どもが犯罪に巻き込まれることのないよう犯罪のないまちづくりの取り組みなどを推進します。	
評価		<p>淡海子育て応援団事業の取組を周知することにより、子ども・若者の育成にともに関わり、支える地域づくりについて、その気運の醸成を図ることができた。</p> <p>県民の自主防犯意識も高まってきており、「けいたくんの防犯情報」の登録者数も昨年比で格段に増加している。</p>	
今後の課題等		<p>淡海子育て応援団への登録事業所をさらに増やすとともに、登録事業所数の少ない地域の登録を促進することにより、全県において子育て支援の輪を広げていく必要がある。</p> <p>犯罪発生情報や防犯情報などをタイムリーに提供できるよう、引き続き登録者数を増やす取組を行うとともに、より県民の意識と心に届く配信内容に努める必要がある。</p>	
具体的取り組み	1-(3)-イ	安心して外出できる環境の整備	
関連事業名	淡海子育て応援団事業		所管
事業実績	<p>・子育て家庭が利用しやすい設備の整備や優遇される商品などの提供に取り組む事業所を「淡海子育て応援団」として登録し、その子育て支援サービスの内容をホームページやパンフレット等により情報提供した。</p> <p>・淡海子育て応援団登録事業所の獲得にあたっては、企業を直接訪問・説明するなどの方法により以下のとおり実績を挙げた。</p> <p>淡海子育て応援団登録事業所数 平成21年度末時点 837事業所 平成22年度末時点 1,047事業所 平成23年度末時点 1,332事業所 平成24年度末時点 1,581事業所</p>		子ども・青少年局
成果	企業による主体的な子ども・若者育成支援の理解の深まりにより、子育て家庭が利用しやすい設備の整備や優遇される商品などの提供に取り組む事業所を増やすことができた。		
関連事業名	防犯情報のメール送信		所管
事業実績	<p>・犯罪発生情報と防犯情報などを「しらしが」の滋賀県警察防犯情報「けいたくんの防犯情報」として、メールによる情報をタイムリーに配信している。</p> <p>平成25年4月末の登録者数 31,152人(平成24年3月末 18,432人) 平成24年中の配信数22件</p>		警察本部 生活安全企画課
成果	登録者数も年々増加しており、多くの県民に犯罪発生情報等をタイムリーに提供している。		

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

施策名	施策の方向性	
(1) 子供が生まれる前、生まれてからの支援の充実	親が子育てに自信や安心感を持ち、子どもが安心・安全な環境で生まれて育っていけるよう、児童虐待の未然防止や早期発見という視点を常に意識しつつ、妊娠期から継続的な親子支援を実施します。	
評価	<p>メールによる相談を増やして、様々な方法で相談者のニーズに合った相談に応じることができた。相談件数の絶対数は減少しているが、相談1件あたりの時間は増加しており、個別性を重視した質の高い相談となっている。</p> <p>マタニティマークの周知により、妊婦を支援し、安心して産み育てる環境づくりの推進につながった。</p> <p>小児救急電話相談事業の実施により、小児の急病時の保護者の不安を解消するとともに、軽症救急患者の減少による小児救急医療体制の強化と医療機能分化の推進が図られた。</p>	
今後の課題等	<p>育児不安など相談内容が複雑化しており、個別性に対応するために一回当たりの相談に以前より時間を要している。相談機関としての認知度を高め、更に多くの住民が、必要時に利用できるよう周知を図る必要がある。</p> <p>安心して生み育てる環境づくりのため、今後も、マタニティマークの普及を通して妊娠や妊婦についての理解を促進するとともに、これから親になる人を対象とした健康教育について、回数や内容を充実していく必要がある。</p> <p>小児救急電話相談体制の充実を図るとともに、さらなる啓発活動を実施していく必要がある。</p>	
具体的取り組み	2-(1)-ア 安全・安心な妊娠・出産の確保	
関連事業名	子育て・女性健康支援事業 児童虐待予防母子保健事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 子育て・女性健康支援事業 思春期から子育て期の女性の健康問題等についての相談を実施し、育児不安の軽減を図るとともに子どもの心豊かな発達を促進。 相談件数 延べ 1,611件 健康教育 21回 児童虐待予防母子保健事業 虐待予防に従事する市町等の母子保健担当者等の資質向上のための研修会を開催。計6回（参加者167名） 虐待予防に関する啓発パンフレット等作成及び配布 リーフレット2種 各20,000枚、ポスター300枚 	健康長寿課
成果	思春期から将来親になる前の世代に対し身体面だけでなく精神面の相談も含めて相談を受けることができている。課題にあわせて研修会を実施することにより、母子保健従事者の虐待予防に関する理解が深まった。	
関連事業名	妊婦支援啓発事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 「妊婦健診受診啓発事業」として実施。 1 受診啓発クリアファイル、妊娠リスクスコアリーフレットを各15,000枚作成し、市町で配布。 2 マタニティマーク入りキーホルダー及び母子手帳持ち帰り手提げ袋 各13,000を市町で配布。 	健康長寿課
成果	マタニティマークの使用により、妊婦および周囲の人へ妊婦支援の啓発普及ができた。妊婦健診及びリスクスコアの普及啓発により、妊婦に対し安全な出産への意識付けを行った。	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

施策名	施策の方向性	
(2) 地域における子育て支援の充実	<p>地域の中に、子どもの成長・自立の基礎となる育ち、遊びの場を確保していくとともに、子どもや子育て家庭にみんなが関わり、支える子育て支援ネットワークを構築します。</p> <p>また、仕事と子育ての両立支援を推進するため、保育の量の拡充と質の向上や多様な保育ニーズに対応する施策を推進します。</p>	
評価	<p>「子ども未来基金」の助成を活用した多様な主体による地域の子育て支援により、子どもが健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくりが促進された。</p> <p>淡海子育てマイスター事業において、子育てを支援する人材の育成ができた。様々な立場の人の幅広い参加があり、受講者間のネットワーク作りの場としても充実してきた。</p> <p>待機児童の多い都市部を中心に保育所整備による定員増を図っているが、潜在的待機児童の顕在化など、依然として待機児童の解消には至っておらず、引き続き、保育所整備や家庭的保育による定員増が必要である。</p> <p>家庭的保育については、事業実施か所数が昨年度と比べて増えたことにより、受入児童数が増加した。適切な生活リズムや密接な仲間関係など、集団生活へ円滑に移行するための経験を得る機会が提供された。</p> <p>保育人材バンクの開設により、子育て等の理由により保育現場から離れている「潜在的保育士」の掘り起こしとともに、情報提供、現場復帰に向けた研修や実習等を実施することにより、保育人材の確保が図られた。</p> <p>就労形態の多様化に対応した多様な保育の充実により、仕事と家庭の両立を支援した。</p> <p>障害のある子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな保育の実施を推進した。</p>	
今後の課題等	<p>民間のグループまたは団体等の子育て支援活動がさらに広がるため、「子ども未来基金」の活用について、小規模・新規グループ等にまで周知するとともに、申請団体数に地域差があるため、各市町社会福祉協議会等を通じ、さらなる周知を図る必要がある。</p> <p>淡海子育てマイスター事業などにより、地域の子育て支援者の人材確保と資質の向上を図り、地域の子育て支援活動を広げていくとともに、受講者が受講修了後に活動できる場へつなげていく仕組みを検討する必要がある。</p> <p>引き続き、安心子ども基金を活用して、市町が行う保育所等整備を積極的に支援するなど、待機児童の解消を図っていく必要がある。</p> <p>家庭的保育については、今後も家庭的保育者（保育ママ）の資格要件や認定基準など制度について普及啓発を進めるとともに、事業の実施に必須となる連携保育所の確保を支援して行く必要がある。</p> <p>保育人材の確保のため、保育士を養成している大学等との連携を強め、保育人材バンクへの登録者の増加を図るとともに、救職者、求人者のマッチングを促進するため、就労条件（常勤・非常勤、時間等）等、きめ細やかな情報の提供が必要である。</p> <p>引き続き、さまざまな保育需要に対する保育の充実について、各地域における保育需要の正確な把握に努めるとともに、市町や保育所の実施体制づくりについて支援を行う必要がある。</p> <p>今後も、引き続き障害児保育の充実について、保育所職員の資質・専門性の向上や保育所の実施体制づくりについて支援を行う必要がある。</p>	
具体的取り組み	2-（2）-イ 多様な主体による子育て支援とネットワークづくり	
関連事業名	「子育て三方よしコミュニティ」推進事業（子ども未来基金事業）	所管
事業実績	<p>・滋賀県社会福祉協議会に創設した「子ども未来基金」から、子育て支援活動を行う民間のグループまたは団体等に対し助成。（滋賀県は滋賀県社会福祉協議会に対し事務費を補助している。）</p> <p>H24年度実績 応募総数 77件、申請金額合計 14,678,170円 助成決定数 60件、助成金額合計 9,281,581円</p>	子ども・青少年局
成果	<p>「子ども未来基金」の助成により、地域の子育て支援活動の立ち上げや活動の支援、子どもの遊び場づくりなどに役立てられ、多様な主体による地域の子育て支援が図られた。</p>	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

関連事業名	淡海子育てマイスター事業	所管
事業実績	・子育て支援者および支援活動に関心を持つ人を対象に、子育てに関する専門的な知識やスキルを修得することを目的に開催。 受講者数 216名 全講座修了者数 57名	子ども・青少年局
成果	参加者に対するアンケートでも、「役に立った」という声が多く、満足度は高かった。 全講座修了者のうち、家庭生活支援員への新規登録が8名あった。	
具体的取り組み	2-(2)-ウ 保育の量の拡大と質の向上	
関連事業名	子育て支援環境緊急整備事業(保育所等整備事業)	所管
事業実績	・子育て支援対策臨時特例特例交付金により造成された「安心こども基金」により、市町が行う保育所等整備事業に補助を行った。 (平成24年度実績) 8市町19施設の整備に対して助成 805名の定員増	子ども・青少年局
成果	保育所待機児童の解消を図るため、市町が行う保育所整備事業に対する補助を行い、保育所定員で805名の定員増を図るなど、保育の量的拡充を図った。	
関連事業名	保育対策等促進事業(家庭的保育事業)	所管
事業実績	・家庭的保育者が自身の居宅等において行う、少人数の子どもの保育などに要する経費を補助。 家庭的保育事業実施か所数 22 か所 (大津市 13 か所)	子ども・青少年局
成果	待機児童の多い地域などの特別な保育需要について、柔軟な対応が実現できるよう支援した。 また、連携保育所に対しても補助を行うことで、地域における保育環境の充実を促進した。	
関連事業名	保育人材確保構築事業	所管
事業実績	・保育施設における保育士不足の解消を目的として、滋賀県保育協議会に無料職業相談所を設置し、潜在的保育士(保育士有資格者で未就業の者)の掘り起こし、就業相談、就職あっ旋を行うとともに、再就職を支援するための研修を実施し、保育士の確保を図った。 (1)無料職業紹介所の設置および相談業務の実施 滋賀県保育協議会に無料職業相談所を設置(平成21年12月1日～) 平成24年度 相談・登録件数 354件 保育士求人登録人数 111人 平成24年度 採用実績:33人 (2)潜在的保育士等のデータベース化 保育士登録者数(累計) 495人 うち求職者数 延べ101人 (3)潜在的保育士の就業支援研修会の実施 開催回数 2回(各回4日) 参加者数 27人(延べ77人)	子ども・青少年局
成果	保育人材バンクを通じた就労者数は年々増えており、平成24年度において、33人(前年25人)が保育士として就労に結びついた。	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

具体的取り組み	2-(2)-エ 多様な保育ニーズに対応する施策の推進	
関連事業名	保育対策等促進事業(延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育)	所管
事業実績	<p>・様々な保育需要に対する保育の充実のため、実施にかかる経費を市町を通じて助成。</p> <p>延長保育実施か所数 203か所 休日保育実施か所数 16か所 夜間保育実施か所数 3か所 病児・病後児保育実施か所数 14か所 低年齢児保育保育士特別配置 134人(大津市除く)</p>	子ども・青少年局
成果	延長保育、休日保育、病児病後児保育等の実施に必要な経費を補助し、就労形態の多様化に対応した保育の充実を図った。	
関連事業名	障害児保育推進事業(自治振興交付金)	所管
事業実績	<p>・障害児が入所する保育所において、障害のある子ども一人ひとりにきめ細やかな保育を実施するため、保育所における障害児数に応じて自治振興交付金を交付。</p> <p>平成24年度の障害児保育推進事業の補助実績(186,600,000円) 保育所 …… 232箇所 対象障害児数 … 1,348人</p>	子ども・青少年局
成果	保育所職員の資質・専門性の向上、保育所職員、家庭および協力期間等との連携強化、ならびに中核的職員の配置に対する支援を行い、障害児保育の環境を充実させた。	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

施策名	施策の方向性	
(3) 幼児期における教育の充実	子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、子どもの健やかな育ちを支える家庭環境づくりを進めるとともに、家庭、保育所・幼稚園、地域における教育を充実します。	
評価	<p>人間形成の基礎が培われる乳幼児期に、一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって大切であり、研修会や研究部会の成果が各保育園で実践されたことにより、子どもたちの人権を大切にしている心が養われた。</p> <p>家庭支援推進保育士配置により、保護者や家庭等子どもを取り巻く環境への働きかけにより、子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培い、基本的な生活習慣や社会性などを育む保育が実践された。</p> <p>子ども輝き人権教育推進事業を推進することで、校種を越えて子どもを支援する体制が整いつつあり、一人ひとりの人権を大切にしている教育・保育の実践につながっている。</p> <p>保育所では、子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、保育所保育指針等に基づき、集団生活や遊びをとらして子どもの基本的な生活習慣や社会性などが育まれるよう、就学前教育を充実することとしており、保育指導員の訪問指導により、指導監査ではフォローしきれない保育の質の向上が図られた。</p> <p>新たな認定こども園の設置に伴い、県内における民間認定こども園の割合が増加し、社会福祉法人および学校法人による事業実施に向けた気運の高まりが生まれた。</p> <p>地域の子どもの関する交通安全意識は高く、その期待に応えることはできたと考えるが、今後も子どもを乗車させる大人の意識を向上させる必要性あり。</p>	
今後の課題等	<p>県内保育園261園のうち、滋賀県人権保育研究協議会への加盟園は91園であり、保育所における人権を大切にしている心を育てる保育の実践を推進するためには、研修成果を加盟保育園だけでなく県内全保育園に広く発信していくことも必要である。</p> <p>家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童に対して、家庭的支援推進保育事業費補助事業により、引き続き子どもの健やかな育ちを支える家庭環境づくりを進める必要がある。</p> <p>子ども輝き人権教育推進事業においては、さらに校種間および家庭・地域との連携を強め、地域が一体となった人権教育が推進されるような取組につなげていく必要がある。</p> <p>保育園での保育内容の充実と実践保育の向上のため、保育指導員による訪問指導を行っているが、保育園が増加していくなかで、保育指導員1人の訪問指導件数は限られており、市町単位や法人単位等、複数園の指導を行うなど、指導の実施方法を検討していく必要がある。</p> <p>引き続き、教育・保育の質の向上を目指して認定こども園制度の普及啓発を進めるとともに、各地域ごとの状況（保育施設数、待機児童数等）に合致した設置の促進を行う必要がある。</p> <p>交通事故のない社会の実現には、全ての県民が、それぞれの立場において交通安全の意識を高く持つことが必要であることから、より多くの県民に声が届くような幅広い、心に訴える教育・啓発を行わなければならない。</p>	
具体的取り組み	2-(3)-イ 保育所、幼稚園など地域の教育力の向上	
関連事業名	人権保育推進研究活動事業費等補助	所管
事業実績	<p>・保育内容の充実および保育所入所児童の福祉増進を図るため、滋賀県人権保育研究協議会が行う「人権を大切にしている心を育てる保育」の推進等に資する各種事業に対する助成を行った。</p> <p>(1) 各種研修会の開催 人権保育入門講座 延べ参加者数 101人 人権保育連続講座 延べ参加種数 801人</p> <p>(2) 人権保育研究集会の開催 参加者数 269人 (3) 人権保育研究部会 4部会4テーマ (4) 全国人権保育研究集会への参加 96人</p>	子ども・青少年局
成果	滋賀県人権保育研究協議会において、人権に関する多様な研修を実施することにより、保育所に従事する職員の資質向上を図られ、保育所における人権を大切にしている心を育てる保育の実践を推進につながった。	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■生まれる前から乳幼児期（～6歳）

関連事業名	家庭的支援推進保育事業費補助	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・特に配慮が必要な児童について、日常生活における基本的な習慣、社会性、思いやりの心を育てる。 ・家庭支援推進保育事業実施か所数 29か所 ・家庭支援推進保育士配置 45人 	子ども・青少年局
成果	子どもの基本的な生活習慣や社会性などが育まれるように、保護者への助言や家庭訪問、保育士加配や研修参加など、子どもを取り巻く環境づくりの支援を推進した。	
関連事業名	子ども輝き人権教育推進事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・県内24学区において、学校（園）、家庭、地域、関係機関が連携した、子どもの人権を大切にする環境づくり、子どもの自己実現を図るための取組を推進。 ・7月末から8月上旬にかけて、県内6会場でブロック別交流研究会を実施。（6会場で607名参加） 	人権教育課
成果	校種間および関係機関との連携の中で、一人ひとりの子どもを大切に個に応じた支援が行われた。ブロック別交流研究会を通して、推進学区の取組を県内に広めることができた。	
関連事業名	保育指導員による訪問指導	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・保育内容の充実と保育実践の向上を図るため、保育指導員が保育所を訪問し、保育の実践内容についての相談支援を実施。 訪問指導園数 91園 	子ども・青少年局
成果	保育指導員が県内保育所（中核市を除く）を訪問し、保育の実践上のことについて相談に応じることによって、保育内容の充実と保育実践の向上を図られた。	
関連事業名	認定こども園の設置促進	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じて、保育所と幼稚園の一体的な教育・保育の提供や子育て支援を実施するため、認定こども園制度の普及啓発を行い、設置を促進する。 ・認定こども園施設か所数 23か所 ・24年度新規認定数 5か所 	子ども・青少年局
成果	県内における認定こども園制度の理念や趣旨に対する理解が深まったことにより、幼保連携型認定こども園が4か所、保育所型認定こども園1か所が増加した。	
関連事業名	平成23年度交通安全県民総ぐるみ運動	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・H24.6/5県庁会議室 幼児に対する交通安全指導者（幼稚園教諭、保育士、カンガルークラブ、交通安全協会など）に対する研修会を開催。 「JAF交通安全ドレミぐるーぶ」による講演と、チャイルドシート装着体験。滋賀県交通安全協会「かいつぶり隊」による交通安全教室の実演発表と自転車点検。 参加者約110人。 ・H25.3/15～4/15 新入学（園）児と高齢者の交通事故防止運動期間の実施 各市町、警察署、地区交通安全協会、滋賀県交通安全女性団体連合会等による、「新1年生の集い」や幼稚園、保育園などの場において、新入学児童に対する交通安全教育を実施。 ・滋賀県交通安全女性団体連合会による、「チャイルドシート講習会」の実施 栗東市幼児交通安全カンガルークラブが、なごやかセンターにおいて、チャイルドシートの効果、正しい取り付け方法等についての実技指導を実施した。 ・滋賀県女性団体連合会による「母と子の自転車・ファミリーカー教室」の実施 保育園等において、親子で参加できる自転車などの安全教室を実施した。 ・その他、年間を通じて、各市町、警察署、地区交通安全協会、滋賀県交通安全女性団体連合会等により、幼稚園、保育園、地域などの場において交通安全教育を実施 	交通政策課 [警察本部交通企画課]
成果	親子または、3世代交流型の交通安全教室を実施することにより、家庭を最小単位とする地域に根ざした交通安全意識の高揚が図られた。	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■学童期（6～12歳）

施策名	施策の方向性	
(1)地域における子育て支援の充実	子育て支援のための連携の推進、放課後児童クラブの量の拡充と質の向上、子どもの遊び・育ちの場の確保など、子どもの成長を支える地域環境を整えます。	
評価	学校敷地内での専用室の設置により、放課後児童クラブの運営面・安全面ともに適正な実施が期待できる。	
	<p>「冒険遊び場」の取組の普及・促進を通じて、3年間で新たに10団体が「冒険遊び場」の取組を開始、なかにはこれら冒険遊び場の参加者が自ら地元で活動を開始するといった波及効果も見られ、地域社会での子育て・子育て環境づくりの取組が広がった。</p> <p>地域教育力活性化推進事業では、通学合宿実施箇所数は横ばいなものの、実施市町は少しずつであるが増えている。新規開催も6箇所で行われた。</p> <p>自然体験活動指導員養成事業では、実践編の研修会を行うことにより、基礎編の受講年度を越えてさらに受講者間の繋がりを広げることが出来た。今後のネットワーク作りに期待できる。</p> <p>学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業では、参加した子どもの社会性や主体性を伸ばすきっかけとなった。実施市町においては地域の子どもの地域ぐるみで育てる気運が高まりつつある。</p> <p>PTA子育て学習講習会を開催することにより、親同士の語り合いによる学び合いやつながりを深めることの重要性についての認識を深めることができ、その結果、各単位PTAにおいて独自に開催するなど事業の広がりが見られ、家庭の教育力の向上にもつながった。</p>	
今後の課題等	<p>今後とも、放課後児童クラブ施設整備については、市町の設置ニーズに対応して、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の遊びや生活の場の確保を図っていく必要がある。また、放課後児童クラブ関係者と放課後子ども教室関係者、さらに、地域の大人が同じ目線で子どもたちの放課後の生活という面において共通理解することが必要である。</p> <p>冒険遊び場の普及啓発事業としては、一定の成果を得て終了とするが、これが地域社会に定着するためには、地域における継続的な取組が必要である。特に、子育て世代が中心に活動されている団体においては、子の成長により活動が途切れることがあるため、その活動が継承される仕組みも必要である。今後は、交流事業による団体間の情報交換の場の設定や、子ども未来基金を活用した活動助成などにより支援していく。</p> <p>通学合宿が地域に定着するためには、地域における継続的な子育て支援体制が必要である。また、子育て世代の地域での活動は、子どもの成長により途切れることがあるため、参加する者が変わってもその活動が継承される仕組みも必要である。</p> <p>自然体験活動指導員養成事業では、養成された指導者が、学校や青少年団体等が実施する自然体験活動に有効に活用されるよう、積極的な情報提供や、コーディネートのおしきみづくりの充実を図る必要がある。</p> <p>放課後や休日の子どもの望ましい過ごし方を議論し、より関係者の連携を深め、放課後対策の質的な向上を図ることが必要である。</p> <p>家庭教育活性化推進事業では、学習したことを活かす機会がもてていない受講者も少なくない。子育て学習講習会で親育ちの活動の進行を学んだ保護者が、リーダーとなり単位PTAで活躍できるような支援も工夫する必要がある。「家庭教育学習資料」は、引き続き内容を検討し、より使いやすいものに改定していく必要がある。</p>	
具体的取り組み	2-(1)-ア 放課後児童クラブの量の拡充と質の向上	
関連事業名	放課後児童クラブ施設整備事業費補助 放課後児童健全育成事業費補助	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ施設整備事業費補助 整備した施設数 創設：1施設（竜王町1クラブ） ・放課後児童健全育成事業費補助 運営費国庫補助対象クラブ 10人以上、250日以上：203クラブ（児童数 7,323名） 	子ども・青少年局
成果	放課後児童クラブ施設整備により、学校敷地内に専用室が設置できた。	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■学童期（6～12歳）

具体的取り組み	2-(1)-イ	子どもたちが集団で遊ぶ機会や場の確保	
関連事業名	「子育て三方よしコミュニティ」推進事業 (親子冒険遊び場推進事業)(再掲)		所管
事業実績	<p>子どもが自然とふれあい、仲間とともに「遊び」や「体験」を通じて成長する機会の一つとして「冒険遊び場」づくりを支援するとともに、子どもたちの活動を支え、見守る人材の養成と資質向上を図ることにより、子どもが地域社会との関わりの中でたくましく育ち、社会的に自立した個人として成長する環境の整備と児童の福祉の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験・フィールドワークの開催 参加者 213人 ・連続講座・ワークショップの開催 2回 参加者 延べ128人 ・冒険遊び場づくり手引書の作成・配布 3,000部 ・冒険遊び場実施団体数 14団体 		子ども・青少年局
成果	「冒険遊び場」の取組を紹介するとともに、活動を支えるプレーワーカーの養成・ネットワークづくりを実施することにより、「冒険遊び場」の取組の推進を図った。平成24年度においては、3団体が新たに「冒険遊び場」を立ち上げた。		
関連事業名	地域教育力活性化推進事業		所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験活動安全対策研修会・・・ 年1回 約75名参加 ・しが子ども体験活動実践交流会・・・ 年2回 約85名参加 ・子どもの体験活動等に関わる事業に関する調査・・・ 19市町に年度当初に実施 ・通学合宿の推進・・・ 県内12市町54箇所 		生涯学習課
成果	啓発リーフレットや推進マニュアルの作成と配布、県内54箇所での通学合宿の啓発・推進を行うことができた。		
関連事業名	自然体験活動指導員養成事業		所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが安心・安全に体験活動を実施できるための指導者の養成。 <p>自然体験活動指導者養成研修会 実践編 参加者22名 第1回 8月14～15日『チャレンジしが2012in荒神山』 第2回 11月3日『アウトドアクッキングにチャレンジ』</p> <p>※それぞれ事前研修を実施。第1回は宿泊を伴うので保護者にも事前に来て頂き説明。また、受講者は実践編入タッフ会議ということで5月より集まり内容について協議した。</p>		生涯学習課
成果	23年度より本事業の修了者を対象に、実際に子どもと向き合う実践型の研修(実践編)を実施し、今年度は2年目で計22名の受講があった。		
関連事業名	学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(放課後子ども教室推進事業)		所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の余裕教室等を活用して子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て行うスポーツや学習、文化活動、地域住民との交流活動への補助等(7市町45教室で実施) <p>「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」(放課後子どもプラン事業・学校支援地域本部事業・家庭教育支援活動事業)の合同研修会として、放課後子どもプラン(含放課後子ども教室)関係者の研修会を実施。</p> <p>7月11日 第1回研修会(3事業合同) 44名 10月25日 第2回研修会(家庭教育支援事業との合同) 90名 1月24日 第3回研修会・成果報告会(3事業合同) 112名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの放課後対策のあり方について総合的に協議する「放課後子どもプラン」部会を、年3回実施。 		生涯学習課
成果	子どもの遊び・育ちの場として、放課後子ども教室の充実がはかられた。放課後子ども教室と放課後児童クラブで、共に取り組みたい重点課題について意識することができた。		

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■学童期（6～12歳）

具体的取り組み	2-(1)-ウ 家庭の教育力の向上	
関連事業名	家庭教育活性化推進事業	所管
事業実績	<p>・「家庭教育学習資料」を活用した学習の進行役を養成するPTA子育て学習講習会を開催。</p> <p>5月26日 高島会場 44名 5月27日 近江八幡会場 148名 6月9日 甲賀会場 61名 6月10日 米原会場 77名 6月16日 大津会場 40名 合計370名</p> <p>・「家庭教育学習資料」を改訂し、県内保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校、特別支援学校へ配布、および課HP上へ掲載。</p>	生涯学習課
成果	<p>参加者のアンケート結果では、50%の人が「大変よかった」、49%の人が「よかった」と評価している。参加者にとって、家庭教育を考えるいい機会となったと考えられる。また、記述回答の中には、講習会で学んだことを活かしたいというものも多数あり、親育ちの語り合い活動が、参加者だけでなく地域に広がっていると考えられる。</p>	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■学童期（6～12歳）

施策名	施策の方向性
(2)「生きる力」を育む学校教育等の充実	生涯にわたり学習活動を続け、社会の一員として個性を伸ばしながら成長していくための基礎を身につけられるよう、「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育むため、学びや体験の機会を確保します。
評価	<p>全国体力運動能力等調査の体力合計点で見ると、本県の小学生の平均値は、全国平均値を下回ってはいるが、男女ともに過去4年間での過去最高値となり、わずかずつであるが、徐々に向上傾向にあると言える。</p> <p>専門医派遣により、子どもの現代的な健康課題に対して、各学校において講師の助言をもとに、保護者や関係機関との連携について適切な対応を助言いただき、具体的に課題解決に向け取り組むことができた。また、個別のケースについて精神科医に相談できる精神科医相談は、教職員全体でも共有することにより組織力の向上にもつながる。</p> <p>月1回の「食育の日」を設定し、家庭や地域と連携した食に関する指導を計画的・継続的に行うことにより、児童・生徒や教職員の食に関する意識の高揚を図ることができた。学校での有効な取組や、連携啓発方法など研究の成果を県内へ発信することにより、食に関する指導や実践の充実を図ることができた。</p> <p>男女共同参画社会の実現に向け、固定的性別役割分担意識の解消や主体的に生き方を選択できる力の向上の取組が進んでいる。県内の若年層（中・高・大）を中心に、デートDVとは何か、相手を自分を大切にすることとはどういうことかなどについて啓発を図り、DV防止など男女の人権が尊重され、あらゆる暴力を許さない男女共同参画社会の実現に向けた取組が進んでいる。</p> <p>道徳教育「心の学舎」推進プランでは、読み物資料を用いた基本型が定着しており、資料提示や表現活動に工夫が見られる。地域の人や文化などから、生徒の興味関心を高める素材を教材化した授業が見られる。ペアやグループで話し合う活動の授業が展開されている。指導パターンの形式化が課題である。発問ごとにワークシートに書かせる教師主導の授業が多いことが課題である。</p> <p>「環境美化の日」を3回とも実施した学校の割合100%（全校で3回とも実施した学校の割合93.3%）。それぞれの日をまとめて「環境美化の日」とし、すべての学校で環境美化活動や環境学習が展開できた。</p> <p>楽器の音や歌声に直に触れることで、音楽的な視野が拡がり子どもたちの感性に働きかけることができている。参加した子どもたちが、家庭において、びわ湖ホールや音楽会の様子を話すことによって、大人へのPRにもなり、効率的で効果的な事業である。次世代文化芸術推進事業について、実施校からは、子どもたちが生き生きと連携授業に取り組む姿を見て、子どもたちの内面変化に大きな影響を与えていると高い評価を得た。</p> <p>少人数学級編制の実施は、良好な人間関係の構築、学習意欲の向上、学習規律の定着、コミュニケーション活動の充実などに成果があった。また、少人数指導の実施は、児童生徒のつまづき等の実態が把握しやすく適時に指導をすることができたことで、個人に応じたきめ細やかな学習指導の充実につながった。</p> <p>しがこども体験学校の体験プログラムによる様々な実体験をとおして子どもが豊かな人間性や社会性を育むことを支援した。すべての小学校で森林・林業に関する学び・体験の機会を確保でき、次代を担う子どもたちの森林への理解と関心が深まり、人と豊かにかかわる力が育まれた。</p> <p>児童自らが「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した農業体験学習を通して、より多くの児童の農業への関心を高め、生命や食べ物の大切さを学ばせることができた。</p> <p>県の誇る琵琶湖を学習の場とした宿泊体験学習をとおして、発達の段階に即した環境に主体的にかかわる力や人と豊かにかかわる力を育むことができた。</p> <p>子どもが学ぶ「近江の歴史と文化」事業については、地域に誇りを持ち、郷土愛を育てる取組となっている。</p>

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■学童期（6～12歳）

今後の課題等		
<p>全国体力運動能力等調査の体力合計点でみると、本県の小学生の平均値が、男女ともに過去4年間での過去最高値となり、わずかずつであるが向上傾向にあると言えるが、まだ、全国平均値を下回っているため、引き続き取り組みの継続が必要である。</p> <p>研修会の有効な時間構成が必要なため、事前の打ち合わせを十分に行う必要がある。また、参加した教職員から全体に広げ、助言内容を今後の支援に反映させることや、地域の参加が広がるようにさらに啓発を行い、効果的な活用方法を紹介するなどの工夫が必要。</p> <p>今後も、指導や実践に活かせる具体的な内容の研修会になるよう、実践事例を交流するなど内容をさらに充実させる必要がある。</p> <p>副読本の活用率100%を目標に掲げているが、授業時間の確保が困難という課題があり、活用率が伸び悩んでいる。引き続き、現場（教員）へのアンケート結果を参考に教育現場に即した副読本づくりを進め、教育委員会と連携して活用率の向上に取り組み、男女共同参画の意識の醸成や実践につなげていく必要がある。</p> <p>教職員が男女共同参画の理念を理解し、指導することが重要であり、教職員らに対する研修や意識啓発の充実を図っていくことが必要である。</p> <p>交際相手から暴力や精神的支配を受ける「デートDV」は、将来、配偶者へのDVにつながる可能性が高いことから、若年層に向けた啓発が今後も必要である。引き続き平成23年度に作成したリーフレット等を通じた効果的な活用を図るとともに、教職員等が「デートDV」の正しい知識を持ち、生徒らに指導できるよう、教職員らに対する研修や意識啓発も重要である。</p> <p>道徳の時間や各教科等で「心のノート」を計画的に活用する。体験活動を生かすなど、学校の道徳教育全体を補充、深化、統合する指導を大切に。児童生徒が感動を覚えるような魅力的な教材を開発・活用する。</p> <p>各学校で、全校的な「環境美化の日」の取組になるよう、取組の参考となる事例を紹介し、各学校の取組内容の改善を求めていきたい。そのため、児童生徒が主体的に活動する取組を行うよう報告書の提出を求め、各学校の取組状況を確認するとともに、必要に応じて指導を行う。</p> <p>子どもたちが本物の舞台芸術を鑑賞する機会提供を拡大していく。本物の舞台芸術を体験できる場所が身近にあることを知ってもらえるよう、丁寧な事業案内、説明に努める。交通費助成の制度を設けて、遠方の学校からの参加を促しており、今後もホールの子事業に参加しやすい環境の整備に努めていく。子どもが本物の文化に触れる機会の充実を図るため、これまでの取組を継承し、各文化施設の取組等と合わせ、さらに県全域へ発展させる必要があり、滋賀次世代文化芸術センターに対する運営補助等を通じて事業の一層の推進に努めていきたい。</p> <p>しが子ども体験学校については、諸事情により名称が変更されたり、統合されたりしている団体や、大きなイベントのために結成された団体等があるため、登録団体をもう一度確認するなど、よりの確で充実した情報の提供に努める必要がある。</p> <p>森林環境学習のねらいに応じた学習プログラムの一層の充実が必要であり、教員や専任指導員の指導力の向上をはかるため、研修の内容の一層の充実を図る必要がある。また、教員、専任指導員および地域サポーター等の連携を強化するなど主体的な活動へと展開していくことが課題である。</p> <p>県内全ての小学校で農業体験学習を通じた食育が実施されるよう、関係市町、学校に対して普及・啓発を図る必要がある。</p> <p>琵琶湖を有する県民の一員として、生涯にわたり環境に主体的にかかわることのできる基礎的な力を育ていけるよう、取り組んでいく。</p> <p>子どもが学ぶ「近江の歴史と文化」事業については、資料の活用機会の拡充を図る必要がある。</p> <p>環境教育副読本の活用について、指導事例の発信に加え、総合的な学習の時間、理科、社会科、家庭科等の指導計画に位置づけ、幅広く活用できるよう働きかけていく必要がある。</p>		
具体的取り組み	2-(2)-ア	「健やかな体」を育む
関連事業名	学校体育指導事業	所管
事業実績	<p>○子どもの体力向上指導者養成県内研修を開催(6月) 小学校:体づくり運動等(3日間、計106人) 【その他:水泳、表現運動】</p> <p>○「げんきな湖っ子 PartⅢ ホップ ステップ 体育」(DVD)に基づく授業実践の促進 ・滋賀県「子どもの体力向上」実技講習会の開催(8月8日、84人) ・滋賀県「子どもの体力向上」シンポジウムの開催(8月21日、48人) ・滋賀県「子どもの体力向上」研修会の開催(10月12日、168人))</p> <p>○学校体育研究発表大会の開催(2月1日、193人)</p> <p>○各校に体力向上委員会を設置し、体力向上プランを作成し、「小学生1日30分運動」など体力向上のための取り組みを実施</p>	スポーツ健康課
成果	<p>子どもの体力向上指導者養成県内研修により、市町代表の教員に各領域の研修を行い、受講者が後日、各市町において伝達講習を行うことにより、多くの教員の指導力の向上を図ることができた。</p> <p>夏期休業中に「げんきな湖っ子 PartⅢ ホップ ステップ 体育」(DVD)に基づく実技講習会やシンポジウムを行い、各小学校において体力向上に向け授業改善が行われた。また、研修会の実施により、各校のPTA関係者が参加し、子どもの今の状況を知り、関わり方について考える機会となった。</p> <p>学校体育研究発表大会により、小学校・中学校・高等学校、それぞれの取り組みを交流することができ、系統的な指導のための参考にすることができた。</p> <p>各小学校において小学生1日30分運動などに取り組み、体力の向上に対する意識が高まった。</p>	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■学童期（6～12歳）

関連事業名	学校保健課題解決支援事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医派遣（精神科医、産婦人科医、整形外科医）・・派遣校18校、参加人数646人 ・教職員476名 保護者136名 地域関係者等34名 ・精神科医相談・・3件、相談人数6名 	スポーツ健康課
成果	<p>専門医の学校派遣は、地域学校保健委員会や教職員全体での研修会に計画され、地域の参加者も含めた有意義な活用ができた。</p> <p>精神科医相談では、精神的な課題において、今後の対応についての助言をもとに、学校での対応に生かすことができた。助言された内容を学校全体で共有することにより組織対応に広げることができた。</p>	
関連事業名	湖っ子食育推進事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校における「食育の日」の取組み推進 <ul style="list-style-type: none"> ・全小・中学校から「食育の日」の計画書と実施報告書の提出を求めている。 ○教職員への食育の研修を実施（年1回） <ul style="list-style-type: none"> ・6月8日（金） H22年度児童生徒の食事調査結果から食生活の現状について共通理解を図る。 参加者 149名 ○栄養教諭を中核とした食育推進・地場産物を活用した学校給食推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「栄養教諭を中核とした食育推進事業」および「湖っ子食育推進支援事業」指定校（地域）を中心とした取組 ○湖っ子食育大賞表彰 <ul style="list-style-type: none"> ・学校や園の特色を生かした優秀な食育の取組を表彰 	スポーツ健康課
成果	<p>「食育の日」を推奨することにより、給食を活用した指導、栽培や収穫等の体験活動、教科や特別活動等において指導等が行われた。その結果、給食の残食が減少したり、児童生徒の朝食の摂食率が上昇したり、学校給食における地場産物の割合が上昇するなどの成果が現れている。</p>	
具体的取り組み	2-（2）-イ 「豊かな心」を育む	
関連事業名	児童・生徒向け意識啓発事業（再掲）	所管
事業実績	<p>男女共同参画社会の実現をめざし、青少年期から固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に生き方を選択できる力を高めるため、小中高校用副読本を作成・配布した。また、授業での活用を促すため、副読本を活用したモデル授業を実施した。</p> <p>【児童生徒用副読本、指導者用手引きの配布および活用】</p> <p>副読本 ・小学生用（15,797部）、中学生用（15,247部）、高校生用（14,498部）</p> <p>手引き ・小学生用（1,156部）、中学生用（571部）、高校生用（562部）</p> <p>活用率 ・小学生用（H23→H24：84.8%→88.2%）、中学生用（50.9%→58.5%）、高校生用（41.0%→41.9%）</p> <p>【副読本を活用したモデル授業の実施】</p> <p>小学生用副読本を活用したモデル授業を実施。</p> <p>モデル授業の後、副読本の活用について、意見交換を実施。</p> <p>・長浜小学校 ①実施日：11月9日 ②科目：学級活動 ③参加教員等人数：12名</p> <p>【教職員講座の実施】</p> <p>男女共同参画の視点に立った学校教育の推進と正しい理解を深めるため、教職員講座（10年経験者研修と位置付け）を実施し、その中で副読本の活用の目的や活用状況等について周知した。</p> <p>実施日：8月9日 参加教員等人数：102名</p>	男女共同参画課
成果	<p>副読本を活用した授業後、性別による固定的な役割分担意識にとられない言動が見られるなど、子どもたちが男女共同参画について学び、考えるための一助となった。また、副読本を活用したモデル授業を実施することで、教員が副読本を活用した授業の持ち方を効率的に学べるとともに、意見交換等により男女共同参画社会の実現の必要性への理解が深まった。</p>	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■学童期（6～12歳）

関連事業名	道徳教育「心の学舎」推進プラン	所管
事業実績	○平成19年度に道徳教育「心の学舎(まなびや)」推進プランを策定し、すべての公立小・中学校を対象に、道徳の(授業)研修会の実施、全校的な道徳授業の公開、心の教育に関わる講演会・懇談会の実施を推進。 ・道徳教育「心の学舎」推進プランにより、次の①、②の取組をすべての小・中学校で実施。 (①道徳の(授業)研修会 ②全校的な道徳授業公開または心の教育に関わる講演会・懇談会) ・「道徳の時間」のH24年度平均授業時数は、小学校35.5時間 中学校35.2時間。	学校教育課
成果	授業記録をもとに全職員で授業を分析する校内研究会が定着してきた。 校内研修を通じて教員の道徳教育に対する研鑽を深めることができた。	
関連事業名	「ごみゼロの日」「びわ湖の日」「県下一斉清掃の日」における環境美化活動等の実施	所管
事業実績	「ごみゼロの日」(5月30日)、「びわ湖の日」(7月1日)、「県下一斉清掃の日」(12月1日)を「環境美化の日」とし、県内の小・中学校、県立学校において環境学習や環境美化活動等に取り組んだ。	学校教育課
成果	「環境美化の日」の3回ともに、環境保全に関する活動や学習に取り組んだ学校は100%。県内すべての小・中学校、県立学校で実施された。	
関連事業名	次世代文化芸術推進事業	所管
事業実績	・平成27年度までに、県内の全てのこどもが中学校3年生までにびわ湖ホールで本物の舞台芸術を鑑賞することを目指し「びわ湖ホール音楽会へ出かけよう!」(ホールの子事業)実施。また、参加に要する交通費に対する助成を行った。 開催実績 2日、4公演 参加児童 4,222人 交通費助成 40校、1,353,697円 ・滋賀次世代文化芸術センターが、学校と文化施設、芸術家等をつなぎ、子どもたちに本物の文化芸術を体験してもらう連携授業への取組み。 連携授業実績数 11,190人(64校) うち 小学校 8,168人(47校)	文化振興課
成果	公演回数を増やし参加の機会を増やしたことや交通費の助成を行うことにより、児童がびわ湖ホールで舞台芸術を鑑賞する機会の提供が促進できた。目を輝かせて演奏に聴き入る様子に、本物の舞台芸術を通して子どもたちに貴重な体験の機会を提供することができた。 前年度より、新たに連携する学校が増え(新規実施校19校)、より多くの子どもたちに文化芸術を体験してもらう機会が提供できた。	
具体的取り組み	2-(2)-ウ 「確かな学力」を育む	
関連事業名	少人数学級編制の実施 少人数指導の実施	所管
事業実績	○少人数学級編制の実施 ・小学校2・3年(複数指導との選択)、および4年以上の1学年(少人数指導との選択)、ならびに中学校1年で35人学級編制を実施した。 ・35人学級編制実施のため小学校に157人、中学校に65人、複数指導実施のため小学校に19人の加配教員を配置した。 ○少人数指導の実施 ・概ね30人を超える学級を有する学校等で、学校の実情に応じて少人数学習集団を編制。 ・小学校に133名、中学校に143名の加配教員を配置し、小学校では国算理、中学校では理数英の各教科で、きめ細かな少人数指導を実施した。	教職員課
成果	少人数学級編制の実施により、教員の児童生徒への関わりが増え、良好な人間関係の構築、学習意欲の向上、学習規律の定着、コミュニケーション活動の充実などに成果があった。 少人数指導の実施により、児童生徒のつまずき等の実態が把握しやすく適時に指導をすることができたことで、わかりやすい、集中できると感じている児童生徒や、今後も少人数指導を受けたいと感じている児童生徒が多くなるなど個に応じたきめ細やかな学習指導の充実を図ることができた。	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■学童期（6～12歳）

具体的取り組み	滋賀の自然や地域資源を活かした多様な学びの場の充実	
関連事業名	しがこども体験学習推進事業	所管
事業実績	<p>○しがこども体験学校パンフレットの作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内各地で行われる体験活動の情報を集約した子ども向けのパンフレットを93,000部作成。小学生全員の他、公民館、ホール、図書館等に配布した。 ・92団体200事業を紹介した <p>○体験活動実施者のスキルアップ研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年5月21日 70名（生涯学習課との共催） KYT（危険予知トレーニング）による安全意識の向上についての研修、情報交換 ・平成25年3月5日 60名（生涯学習課との共催） 事例発表、情報交換 <p>○新規登録団体の募集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットを3,000部作成し、各市町、公民館、博物館等に配布した。 	子ども・青少年局
成果	新規登録団体が12団体あり、24年度末こども体験学校登録団体は117団体となった。「しがこども体験学校」については、子どもと保護者からの期待の声も聞かれ、滋賀県発行のイベントガイドとして信頼されている。発行時期には多くの問い合わせがあり、各事業等において利用増が図られた。	
関連事業名	森林環境学習「やまのこ」事業	所管
事業実績	県内全ての小学校4年生を対象とし、日帰りまたは1泊2日の「やまのこ」事業受入施設(8施設)での森林環境学習と学校における事前事後学習を243校で実施した。また、参加者数は14,549人であった。	
成果	243校すべての小学校で実施した。	
関連事業名	たんぼのこ体験事業	所管
事業実績	・体験事業を実施した県内小学校：203校（対象校230校）	
成果	全市町の小学校で事業が実施され、全县において「農からの食育」の取り組みが着実に拡大している。	
関連事業名	びわ湖フローティングスクール事業	所管
事業実績	<p>・学校教育の一環として、県内小学5年生を対象に、母なる湖・琵琶湖を舞台にして、学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型の教育を実施。</p> <p>1泊2日航海 94航海実施（188日）＝14,582名乗船</p> <p>1日航海 3航海実施（3日）＝「うみのこ」体験航海2航海＋「沖島ぐるっと一周」航海1航海</p> <p>計 97航海（191日稼働）</p>	
成果	どの航海においても児童が、環境を守ることの大切さや友だちと協力することの必要性など、実感を伴った理解を深めている姿が見られた。「あんぜん・あいさつ・あしまつ」を合い言葉にして、安全をすべての活動に優先する指導や取組を行っている。 昭和58年8月の学習船「うみのこ」就航から、平成24年度終了時までの乗船小学生の累計は、470,484人である。	
関連事業名	子どもが学ぶ「近江の歴史と文化」事業	所管
事業実績	<p>・小学校3～6年生の児童、中学校の全生徒の地域に関する主体的・体験的・問題解決的な学習を充実し、地域のよさを学ぶことに資するため、各学校に配付している下の資料を活用し、郷土の歴史、文化や人物などを学習する。</p> <p>小学校には、「郷土の文化学習ガイド」（3分冊）を各40部</p> <p>中学校には、「12歳から学ぶ滋賀県の歴史」を40部</p> <p>平成23、24年度は全ての小中学校で活用できている。</p>	
成果	全ての小中学校で活用されている。小学校では、調べ学習の参考資料として、中学校では、歴史的分野の学習補助資料として活用されている。	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■学童期（6～12歳）

関連事業名	環境学習の実践	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の実践 環境保全に向けた「環境美化の日」等の活動、びわ湖フローティングスクール等の体験を重視した学習など、主体的に行動できる人づくりをめざした環境教育を推進した。 ・環境教育副読本の活用 小・中・高等学校においてそれぞれ環境教育副読本を作成・配付し、環境教育における活用を図った。 	学校教育課
成果	<p>「環境美化の日」の3回ともに、環境保全に関する活動や学習に取り組んだ県内の小・中学校、県立学校は100%。小学校版「あおいびわ湖」と中学校版「あおい琵琶湖」は、それぞれ平成21,22年度に改訂。平成23年度は高校版「琵琶湖と自然」を改訂し、環境教育での活用に資することができた。</p>	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■学童期（6～12歳）

施策名	施策の方向性	
(3) 子どもの安全確保に向けた取り組みの推進	子どもが事件や事故の被害に遭わないよう安全の確保に努めるとともに、危険回避能力を育成します。	
評価	<p>スクールガードの養成や活動の支援により、学校・家庭・地域が連携して、パトロール活動を実施するなど、地域ぐるみによる子どもの安全を見守る体制づくりにつながった。</p> <p>警察等の関係機関だけでなく、協賛事業所が「子ども110番の家、車、お店」等の活動することで、県民総ぐるみ運動を展開した地域自衛型防犯組織による子どもの安全確保に対する取組を行うことが出来る。</p> <p>子ども安全リーダーをはじめとした各防犯ボランティアによる子ども見守り活動等の取組により、地域ぐるみによる子どもの安全を守る気運の醸成ならびに体制づくりにつながった。</p>	
今後の課題等	<p>地域ぐるみによる子どもの安全を見守る体制の充実のため、スクールガード、教職員、保護者等関係者の研修を継続して実施し、危機管理意識のさらなる高揚が必要である。</p> <p>平成24年の刑法犯認知件数が対前年増加率約10%増、犯罪増加率全国ワーストワンという現状から、協賛事業所と連携し、「自分の安全は自分で守る」(自助)、「自分たちのまちは自分たちで守る」(共助)という観点で、地域自衛型防犯組織の構築(協賛事業所の拡充)や自主防犯活動の活性化促進を図る必要がある。</p> <p>地域によって活動の温度差があり、研修会等の活動支援を行って地域全体の活性化を図る必要がある。</p>	
具体的取り組み	2-(3)-ア	学校や通学路、地域における安全の確保
関連事業名	地域ぐるみの学校安全対策の推進	所管
事業実績	<p>○平成24年度「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールガード(学校安全ボランティア)の養成研修を実施【県内各地で134回開催、3459名参加】 ・「滋賀県スクールガード・リーダー(10名)」により学校巡回指導を実施【184校園】 ・スクールガードリーダー育成講習会(連絡協議会等)の実施【5市で開催】 ・スクールガードによる学校内や通学路の巡回、地域での登下校の見守り活動を推進 	スポーツ健康課
成果	<p>地域ぐるみで児童生徒の安全を確保するため、スクールガードの養成をすすめるとともに、積極的な活動の展開を促すことにより、約26,000人の見守り体制が整備できた。</p> <p>スクールガード・リーダーによる学校内の点検はじめ、防犯教室、通学路安全マップの作成、教職員・保護者の研修等、巡回指導の徹底により、各学校の危機管理意識を高めることができた。</p>	
関連事業名	「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり協賛事業所の登録	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・協賛事業所14事業所(平成24年度新規登録なし) ・各事業所に対して、毎月の県下犯罪統計(刑法犯認知件数)等を提供し、各事業所における子どもの安全確保に対する次の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> ①子ども110番の家、車、お店としての活動 ②防犯チラシの配布 ③防犯啓発記事を掲載したビラの作成配布 ④防犯パトロール活動 ⑤企業が行う地元向けイベントにおける防犯啓発 	県民活動生活課
成果	タイムリーな情報発信を行い、それに基づいた犯罪抑止啓発を行ってもらうことにより、県民に犯罪に対する注意喚起が出来た。	
関連事業名	子ども安全リーダー制度	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるリーダーシップのとれる人物をリーダーとして、小・中学生の通学路の安全確保から各小学校区概ね5人を警察署長が委嘱。(平成9年10月31日から実施しており、平成24年度1,215人(平成25年3月31日現在)) ・通学路における見守り活動を実施し、声かけ事案やわいせつ事案から子どもを守ることを任務として活動、地域で子どもを守るという地域の連帯意識を醸成している。 	警察本部生活安全企画課
成果	子ども安全リーダーの見守り活動等により、地域で子どもを守るという地域の連帯感意識の醸成が図られている。	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■思春期（12～おおむね18歳）

施策名		施策の方向性
(1)子どもが健やかに育つ環境づくり		思春期に特有の健康に関する諸課題やインターネットや携帯電話の普及に伴う諸課題に対応するため、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。
評価	<p>児童生徒だけでなく、教員、保護者等に対して思春期の身体や性、こころの発達について啓発することで、子どもたちが健やかに育つ人的環境づくりにつながった。</p> <p>関係機関等と連携し各種運動・啓発活動を実施した結果、少年を含むあらゆる年代に対して薬物乱用問題に関する認識を深めることができた。</p> <p>市町や関係機関・団体の協力を得て、全県下で保護者をはじめ県民にインターネット環境が青少年に及ぼす影響やフィルタリングソフトの効果等について周知することができた。</p> <p>平成20年の条例改正後、引き続き、携帯電話販売店へのアンケート調査を行い、青少年のフィルタリングソフトの利用状況の一端が把握できた。</p> <p>高校一年生全員に啓発リーフレットを配布することによって、インターネット利用上のマナーや困ったときの相談窓口について認識してもらうことができた。また自宅に持ち帰っていただくことで家族の方にも周知することができた。</p>	
今後の課題等	<p>電話相談や健康教育を実施している子育て・女性健康支援センターが更に活用されるよう、電話相談や健康教育の実施について周知を図る必要がある。</p> <p>携帯電話等を利用してインターネット等から薬物を容易に入手できる環境があるため、子どもに対する薬物乱用防止教育に一層取り組む必要がある。</p> <p>携帯電話販売店における青少年のフィルタリングソフト設定率は64.1%であり、設定しない理由の多くが「保護者が必要ないと判断したため」であった。今後、アンケート調査の継続による利用状況の把握とともに、青少年だけでなく、保護者に対してもインターネットサイトの危険性とフィルタリングソフトの必要性を啓発していく必要がある。</p> <p>他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の、人権に関わる問題が発生したり、安易な個人情報の発信や有害サイトの利用などから犯罪に巻き込まれる事件も発生している。またゲームサイトやスマートホンのアプリなど次々と提供される新たな情報サービスを悪用した人権侵害など、その手段も多様化している。そのため被害者にも加害者にもならないよう、インターネット利用上のルールやマナー、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解などについて引き続き教育・啓発に取り組む必要がある。</p> <p>有害情報フィルタリングソフトウェアの普及促進などを目的とした「青少年インターネット環境整備法」をはじめとするインターネットに関連する法律等についても周知していく必要がある。</p>	
具体的取り組み	2-（1）-ア	思春期保健対策の充実
関連事業名	子育て・女性健康支援事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業 思春期から子育て期の女性の健康問題等についての相談を実施し、育児不安の軽減を図るとともに子どもの心安らかな発達を促進。 相談件数 延べ 1,611件 ・健康教育 小、中学校、高等学校等において児童生徒、教員、保護者等を対象に命のあり方を実感する体験学習や妊娠、出産に関する正しい知識、健康管理のあり方などの健康教育を行った。 21回 	健康長寿課
成果	思春期の児童、生徒に対して助産師が健康教育を実施し、命の大切さや妊娠、出産に関する正しい知識の普及啓発ができた。	
関連事業名	薬物乱用防止対策事業	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施 実施期間：平成24年6月20日～7月19日 平成24年6月23日 6・26ヤング街頭キャンペーンを実施。 ・覚せい剤・シンナー乱用防止強化運動の実施 実施期間：平成24年6月20日～7月19日、平成24年11月15日～12月14日 ・各少年センターが行う薬物乱用防止啓発活動に対する補助の実施 16少年センターに対して補助。 ・薬物乱用防止推進大会の開催 平成24年11月14日に開催。参加人数115名 ・シンナー等取扱者に対する立入調査委託の実施 少年センター、警察署、保健所が連携して、シンナー等取扱者施設914施設に対して、立入調査を実施。 	医務薬務課
成果	各種運動・啓発活動を県内各地で展開することにより、子どもやその家族を含めた多くの世代に対して薬物乱用防止に向けた啓発ができた。 シンナー等取扱者に対する立入調査により、事業所におけるシンナー等の取扱いの適正化が図れた。	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■思春期（12～おおむね18歳）

具体的取り組み	2-(1)-イ インターネットや携帯電話の使用に関するモラルの育成	
関連事業名	青少年にふさわしい環境づくり推進事業	所管
事業実績	<p>・7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の重点施策に「インターネット上の非行・被害防止対策の推進」を掲げ、県内一斉街頭キャンペーン日を設定するなど啓発活動を進めた。（全市町で実施）</p> <p>・少年センターにより、携帯電話販売店への青少年のフィルタリングソフト利用のアンケート調査と利用勧奨を行った。（携帯電話販売店：対象136店、回答135店、回収率99.3%）</p>	子ども・青少年局
成果	<p>7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」を中心に、全市町において啓発活動を進め、インターネットサイトの危険性の周知とフィルタリングソフトの利用促進を図った。</p> <p>少年センターにより、携帯電話販売店に対し、アンケートの依頼・回収時に青少年のフィルタリングソフト利用の勧奨を働きかけた。</p>	
関連事業名	人権啓発活動の実施（インターネット人権啓発事業分）	所管
事業実績	・インターネット人権啓発リーフレット「緊急 ネット見守隊参上」の新高校一年生への配布（配布数：15,215部）	人権施策推進課
成果	リーフレットを県内の全公立・私立高校、特別支援学校高等部に配布し、インターネット利用にかかる人権啓発を行った。	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■思春期（12～おおむね18歳）

施策名	施策の方向性
(2)「生きる力」を育む学校教育等の充実	生涯にわたり学習活動を続け、社会の一員として個性を伸ばしながら成長し、自立していくための基礎を身につけられるよう、学童期に引き続き、「健やかな体」、「豊かな心」、「確かな学力」を育むために、学びや体験の機会を確保します。
評価	<p>学校体育指導事業では、指導者を対象にした研修会、講習会を実施し、指導者の資質を向上させ、実施の指導内容の改善に生かすことができた。</p> <p>男女共同参画社会の実現に向け、固定的性別役割分担意識の解消や主体的に生き方を選択できる力の向上の取組が進んでいる。</p> <p>道徳教育「学びの学舎」推進プランでは、読み物資料を用いた基本型が定着しており、資料提示や表現活動に工夫が見られる。地域の人や文化などから、生徒の興味関心を高める素材を教材化した授業が見られる。ペアやグループで話し合う活動の授業が展開されている。指導パターンの形式化が課題である。発問ごとにワークシートに書かせる教師主導の授業が多いことが課題である。</p> <p>「環境美化の日」を3回とも実施した学校の割合100%（全校で3回とも実施した学校の割合93.3%）。それぞれの日をまとめて「環境美化の日」ととらえ、すべての学校で環境美化活動や環境学習が展開できた。</p> <p>中学校チャレンジウィーク事業での職場体験の実施は定着している。</p> <p>高等学校文化祭事業は、教育活動の一環として、県内高等学校の文化・芸術活動に関わる活動の充実、振興、発展に寄与する一助となった。全国高等学校総合文化祭富山大会においては、平成27年に滋賀県で開催する大会のための視察も実施し、各部会において準備を進めている。また、近畿高等学校総合文化祭では、福井県、三重県、鳥取県、徳島県、近畿6府県を含めた10府県の高校生による大会に参加し、レベル・質ともに高い文化芸術活動に触れることができた。「豊かな心」を育む良い機会となっている。</p> <p>次世代文化芸術推進事業について、実施校からは、子どもたちが生き生きと連携授業に取り組む姿を見て、子どもたちの内面変化に大きな影響を与えていると高い評価を得た。</p> <p>21世紀淡海子ども未来会議は、知事はじめ滋賀県職員が子どもたちの思いや考えを受け止める場として開催しており、「子どもの権利」および「子どもの意見表明権」を尊重した事業となっている。</p> <p>アクティブハイスクール支援事業について、指定校事業における生徒満足度86.6%は、本事業が始まって以来最も高い数値で、これは組織目標の85%を越える数値である。高大連携事業では、400名近くの生徒が参加し、学習活動等の興味・関心・意欲を高めることとなり、主体的な進路選択の一助となっている。</p> <p>少人数学級編制の実施は、良好な人間関係の構築、学習意欲の向上、学習規律の定着、コミュニケーション活動の充実などに成果があった。また、少人数指導の実施は、児童生徒のつまずき等の実態が把握しやすく適時に指導をすることができたことで、個人に応じたきめ細やかな学習指導の充実につながった。</p> <p>私立学校振興補助金を通じて、私立学校経営の健全化と、多彩な修学機会の提供を図ることができた。</p>

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■思春期（12～おおむね18歳）

今後の課題等	<p>子どもの体力向上指導者養成県内研修については、中央研修への指導者派遣も含め、継続して実施することにより、指導員の資質の向上と授業改善を図っていく必要がある。学校体育実技（武道）講習会については、特に柔道を授業で学習する中学校が多く、武道必修化に伴う授業の安全実施のため、安全指導についての研修も踏まえ、引き続き実施していく必要がある。</p> <p>副読本の活用率100%を目標に掲げているが、授業時間の確保が困難という課題があり、活用率が伸び悩んでいる。引き続き、現場（教員）へのアンケート結果を参考に教育現場に即した副読本づくりを進め、教育委員会と連携して活用率の向上に取り組み、男女共同参画の意識の醸成や実践につなげていく必要がある。</p> <p>教職員が男女共同参画の理念を理解し、指導することが重要であり、教職員らに対する研修や意識啓発の充実を図っていく必要がある。</p> <p>道徳の時間や各教科等で「心のノート」を計画的に活用する。体験活動を生かすなど、学校の道徳教育全体を補充、深化、統合する指導を大切に。児童生徒が感動を覚えるような魅力的な教材を開発・活用する。</p> <p>各学校で、全学的な「環境美化の日」の取組になるよう、取組の参考となる事例を紹介し、各学校の取組内容の改善を求めていきたい。そのために、児童生徒が主体的に活動する取組を行うよう報告書の提出を求め、各学校の取組状況を確認するとともに、必要に応じて指導を行う。</p> <p>中学校チャレンジワーク事業については、今後も継続して取り組んでいく必要がある。</p> <p>平成27年に滋賀県で開催する全国高等学校総合文化祭のために、各部会において、活動をさらに活発にしていく必要がある。既存の部会においては、各大会などで入賞をねらうなどの目標を設定し、レベルアップを図る必要がある。また、大会開催に向けて新たに新設した部会においては指導内容の充実が、参加校数・参加人数の少ない部会においては協力校を増やす方策などが必要であり、あわせて、活動を活性化させる新たな取組みを工夫することが肝要である。</p> <p>子どもが本物の文化に触れる機会の充実を図るため、これまでの取組を継承し、各文化施設の取組等と合わせ、さらに県全域へ発展させる必要があり、滋賀次世代文化芸術センターに対する運営補助等を通じて事業の一層の推進に努めていきたい。</p> <p>21世紀淡海子ども未来会議設置運営事業では、応募者数の伸び悩みや子ども議員の固定化が見られる。また、地域体験学習を兼ねたキャンプに要する費用を自己負担としているが高額であるため、参加を見合わせる家庭があった。より多くの子どもたちに県政等に対する意見や提言を表明できる機会を提供できるような子ども県議会に特化した事業に再構築する必要がある。</p> <p>アクティブハイスクール支援事業について、より効率的に事業目的が達成できるように、他の事業と重複する部分がないか等について、事業内容を十分に検討する必要がある。</p> <p>公立学校においても中高一貫教育、特色あるカリキュラムの編成、複数教員指導等が実施されている中で、公立にはない、魅力ある私立学校づくりを支援していく必要がある。私立学校においては、公立学校での特色教育の実施状況を踏まえ、私学ならではの魅力ある学校づくりを支援していく必要がある。</p>	
具体的取り組み	2-(2)-ア 「健やかな体」を育む	
関連事業名	学校体育指導事業(再掲)	所管
事業実績	<p>○子どもの体力向上指導者養成県内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校、高等学校における体育担当者の資質の向上を図ることを目的に開催。 <日 時> 平成24年6月5日・7日・8日 <実技種目> 中高:球技(バレーボール)、器械運動、体づくり運動 <参加者> 中、高等学校教員:【89名】 <p>○学校体育実技〔武道〕講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校および高等学校における学習指導の中で、保健体育科教員の武道(柔道・剣道)指導の充実を図ることを目的に開催。 <日 時> 平成24年6月19日 <内 容> 安全な武道指導についての講義「コンタクトスポーツによる脳損傷の防止について」 柔道、剣道の指導法 <参加者> 中学校教員【99名】、高等学校教員【5名】 	スポーツ健康課
成果	<p>子どもの体力向上指導者養成県内研修は、4日間の中央研修を受講した指導者が研修内容を県内の体育・保健体育担当者に伝達することにより、指導者の養成及び授業改善につなげていく点で大変有意義な機会となった。</p> <p>学校体育実技〔武道〕講習会は、脳神経外科の野地雅人医師からの講義で、スポーツで受ける脳損傷を科学的に理解することにより、武道学習における安全意識を高める機会となった。</p>	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■思春期（12～おおむね18歳）

具体的取り組み	2-(2)-イ 「豊かな心」を育む	
関連事業名	児童・生徒向け意識啓発事業(再掲)	所管
事業実績	<p>男女共同参画社会の実現をめざし、青少年期から固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に生き方を選択できる力を高めるため、小中高校用副読本を作成・配布した。また、授業での活用を促すため、副読本を活用したモデル授業を実施した。</p> <p>【児童生徒用副読本、指導者用手引きの配布および活用】 副読本 ・小学生用(15,797部)、中学生用(15,247部)、高校生用(14,498部) 手引き ・小学生用(1,156部)、中学生用(571部)、高校生用(562部) 活用率 ・小学生用(H23→H24:84.8%→88.2%)、中学生用(50.9%→58.5%)、高校生用(41.0%→41.9%)</p> <p>【副読本を活用したモデル授業の実施】 小学生用副読本を活用したモデル授業を実施。 モデル授業の後、副読本の活用について、意見交換を実施。 ・長浜小学校 ①実施日:11月9日 ②科目:学級活動 ③参加教員等人数:12名</p> <p>【教職員講座の実施】 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進と正しい理解を深めるため、教職員講座(10年経験者研修と位置付け)を実施し、その中で副読本の活用の目的や活用状況等について周知した。 実施日:8月9日 参加教員等人数:102名</p>	男女共同参画課
成果	副読本を活用した授業後、性別による固定的な役割分担意識にとられない言動が見られるなど、子どもたちが男女共同参画について学び、考えるための一助となった。また、副読本を活用したモデル授業を実施することで、教員が副読本を活用した授業の持ち方を効率的に学べるとともに、意見交換等により男女共同参画社会の実現の必要性への理解が深まった。	
関連事業名	デートDV防止普及啓発事業	所管
事業実績	<p>若年者の10人に1人がデートDV(交際相手からの身体的暴力や心理的暴力など)を受けていることから、デートDV防止に向けたリーフレットを作成し、出前授業で活用するなど啓発を実施。</p> <p>・デートDV防止啓発リーフレット作成・配布(県内中学校・高校・大学、JR主要駅等) 20,000部 ・出前授業(10/5 草津高校、12/20 八幡東中学校、1/27 守山北中学校、1/27 彦根総合高校、2/21 打出中学校)</p>	男女共同参画課
成果	新たに作成したリーフレットは、体裁をマンガ仕様にするとともに、学校への送付にあわせてJR駅・コンビニ等に配架したことにより、ターゲットである若年者が手に取りやすく効果的な啓発ができた。 また、中学校・高校に出前授業を行うことによって、直接若年層への男女が互いを尊重できる関係づくりの大切さについて啓発やデートDV防止に向けた働きかけができ、また、教職員への意識の高揚も図れた。	
関連事業名	道徳教育「心の学舎」推進プラン(再掲)	所管
事業実績	<p>平成19年度に道徳教育「心の学舎(まなびや)」推進プランを策定し、すべての公立小・中学校を対象に、道徳の(授業)研修会の実施、全校的な道徳授業の公開、心の教育に関わる講演会・懇談会の実施を推進。</p> <p>・道徳教育「心の学舎」推進プランにより、次の①、②の取組をすべての小・中学校で実施。 (①道徳の(授業)研修会 ②全校的な道徳授業公開または心の教育に関わる講演会・懇談会) ・「道徳の時間」のH24年度平均授業時数は、小学校35.5時間 中学校35.2時間。</p>	学校教育課
成果	授業記録をもとに全職員で授業を分析する校内研究会が定着してきた。 校内研修を通じて教員の道徳教育に対する研鑽を深めることができた。	
関連事業名	「ごみゼロの日」「びわ湖の日」「県下一斉清掃の日」における環境美化活動等の実施(再掲)	所管
事業実績	「ごみゼロの日」(5月30日)、「びわ湖の日」(7月1日)、「県下一斉清掃の日」(12月1日)を「環境美化の日」とし、県内の小・中学校、県立学校において環境学習や環境美化活動等に取り組んだ。	学校教育課
成果	「環境美化の日」の3回ともに、環境保全に関する活動や学習に取り組んだ学校は100%。県内すべての小・中学校、県立学校で実施された。	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■思春期（12～おおむね18歳）

関連事業名	中学校チャレンジワーク事業～中学2年生5日間職場体験	所管
事業実績	中学生2年生を対象に連続5日間以上、学校を離れ、地域の事業所で職業体験を実施した。	学校教育課
成果	対象の県内すべての公立中学校98校の生徒、約14,000人がのべ4,000を超える事業所で5日間以上の職場体験に取り組むことができた。 ・事後アンケートの結果 中学生「働いている人は、難しいこと(しんどいこと)でも最後までやりとおしている。」 97.3% 事業所「今後も職場体験として中学生を受け入れる機会があれば協力したい」 96.2% 保護者「職場体験等地域社会で子どもを育てることに賛同する」 97.9%	
関連事業名	高等学校文化祭事業	所管
事業実績	・第36回全国高等学校総合文化祭(富山大会) 8月8日(水)～8月12日(日) (参加生徒数)254名 (参加校数)のべ44校 (参加部門)パレード、合唱、吹奏楽、日本音楽、マーチングバンド・バントワリング、美術・工芸、書道、写真、囲碁、将棋、放送、新聞、自然科学、小倉百人一首かるた ・第32回近畿高等学校総合文化祭(和歌山大会) 11月17日(土)～11月25日(日) (参加生徒数)325名 (参加校数)のべ58校 (参加部門)合唱、吹奏楽、日本音楽、マーチングバンド・バントワリング、演劇、美術・工芸、書道、写真、囲碁、将棋、放送 ・第33回滋賀県高等学校総合文化祭 11月1日(木)～11月21日(水) (参加生徒数)のべ4,792名 (参加校数)のべ256校 (参加部門)合唱、吹奏楽、日本音楽、演劇、美術・工芸、書道、写真、音楽、囲碁、将棋、放送、新聞、自然科学、小倉百人一首かるた、文芸	学校教育課
成果	全国高等学校総合文化祭新聞部門において、彦根東高等学校が年間紙面審査賞最優秀賞を受賞した。書道部門においては、大津高等学校3年川嶋菜々さんが特別賞を受賞した。 近畿高等学校総合文化祭囲碁部門において、彦根東高等学校が男子団体3位、女子団体2位となった。将棋部門において、湖南農業高等学校が男子団体ベスト6に入った。放送部門において、草津東高等学校がビデオメッセージ小部門最優秀賞を受賞した。 各部門において、第39回全国高等学校総合文化祭滋賀大会(平成27年)に向けて、県高等学校総合文化祭等とおしてレベルアップを図る取組みを始めている。	
関連事業名	次世代文化芸術推進事業(再掲)	所管
事業実績	・滋賀次世代文化芸術センターが、学校と文化施設、芸術家等をつなぎ、子どもたちに本物の文化芸術を体験してもらう連携授業への取組み。 連携授業実績数 11,190人(64校) うち 中学校 1,515人(6校) 高等学校 1,041人(3校)	文化振興課
成果	前年度より、新たに連携する学校が増え(新規実施校19校)、より多くの子どもたちに文化芸術を体験してもらう機会が提供できた。	
関連事業名	21世紀淡海子ども未来会議設置運営事業	所管
事業実績	・平成24年度事業 子ども議員数:54名 活動内容:直前ワーク3回、子ども県議会(8月24日)、ファイナルキャンプ1回	子ども・青少年局
成果	子どもたちにとって、滋賀県の魅力を発見するとともに、自分たちが住んでいる地域の良さを再確認する機会であるとともに、本物の県議会議場を使用し、知事をはじめとする県幹部職員に対し、自らが考えた意見を述べる貴重な機会となった。	

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■思春期（12～おおむね18歳）

具体的取り組み		2-(2)-ウ	「確かな学力」づくり
関連事業名	アクティブハイスクール支援事業		所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・指定校事業 県立高等学校(34校)が、次のA～Hの8つのグループに分かれ、それぞれのテーマにそって事業(特色ある学校づくり、体験活動)を実施。 A 知の世紀をリードする人材を育てる学校(1校) B 望ましい勤労観・職業観や職業人としての資質を育てる学校(0校) C 感性を豊かにし生きる力を育てる学校(1校) D 学び直しを支援する学校(4校) E 得意分野を育てる学校(9校) F 地域に根ざした教育を展開する学校(6校) G 国際社会を生きる教養ある人材を育てる学校(3校) H 学びの意欲を高め確かな学力を育てる学校(9校) ・高大連携事業 複数高校の希望者と県内10大学との連携による連続講座の開講。 ・学校情報の発信 中学生の普通科高校体験入学などの実施。 		学校教育課
成果	指定校事業における平成24年度の生徒満足度は86.6%となった。(昨年度83.2%) 高大連携事業では、開講された22講座に381名の生徒が参加した。		
関連事業名	少人数学級編制の実施 少人数指導の実施		所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ○少人数学級編制の実施 ・小学校2・3年(複数指導との選択)、および4年以上の1学年(少人数指導との選択)、ならびに中学校1年で35人学級編制を実施した。 ・35人学級編制実施のため小学校に157人、中学校に65人、複数指導実施のため小学校に19人の加配教員を配置した。 ○少人数指導の実施 ・概ね30人を超える学級を有する学校等で、学校の実情に応じて少人数学習集団を編制。 ・小学校に133名、中学校に143名の加配教員を配置し、小学校では国算理、中学校では理数英の各教科で、きめ細かな少人数指導を実施した。 		教職員課
成果	少人数学級編制の実施により、教員の児童生徒への関わりが増え、良好な人間関係の構築、学習意欲の向上、学習規律の定着、コミュニケーション活動の充実などに成果があった。 少人数指導の実施により、児童生徒のつまずき等の実態が把握しやすく適時に指導をすることができたことで、わかりやすい、集中できると感じている児童生徒や、今後も少人数指導を受けたいと感じている児童生徒が多くなるなど個に応じたきめ細やかな学習指導の充実を図ることができた。		
具体的取り組み		2-(2)-エ	教育に伴う経済的負担の軽減
関連事業名	私立学校経営安定事業		所管
事業実績	私立学校振興補助金 3,428,922,000円 ・一般補助(加算含む) 30法人 高等学校(全日制・定時制) 9校 7,286人 2,302,528,000円 高等学校(通信制) 2校 391人 26,588,000円 中等教育学校 1校 40人 10,080,000円 中学校 5校 1,578人 417,722,000円 小学校 1校 174人 43,660,000円 幼稚園 30園 3,644人 566,904,000円 13,113人 3,367,482,000円 ・教育改革推進特別補助 26法人 16校27園 61,440,000円		総務課
成果	私立学校の経常的経費の助成を通じて、私立学校経営の安定と保護者の経済的負担の軽減を図った。 また、体験学習の推進やスクールカウンセラーの設置、預かり保育等の学校活動を支援し、新たな教育ニーズに対応した各校(園)の取組の促進に努めた。		

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■思春期（12～おおむね18歳）

施策名		施策の方向性	
(3)自立に向けた意識づくりと就業支援		勤労観や社会性を養うことにより、将来の自立に向けた主体的な就学や就業が行える要支援します。	
評価		中学校チャレンジウィーク事業での職場体験の実施は定着している。 昨年度と比べて、就職相談会への参加校数は41校から35校に減少したが、参加生徒数は214名から232名へ、就職者数は同数の44名の実績をあげることができた。	
今後の課題等		中学校チャレンジウィーク事業については、今後も継続して取り組んでいく必要がある。 新規学卒者等を取り巻く就職環境は依然厳しく、若者への一層の就職支援が求められている。	
具体的取り組み	2-(3)-ア	勤労観・職業観を養い、社会での自立をめざす支援の充実	
関連事業名	中学校チャレンジウィーク事業～中学2年生5日間職場体験(再掲)		所管
事業実績	中学生2年生を対象に連続5日間以上、学校を離れ、地域の事業所で職業体験を実施した。		
成果	対象の県内すべての公立中学校98校の生徒、約14,000人がのべ4,000を超える事業所で5日間以上の職場体験に取り組むことができた。 ・事後アンケートの結果 中学生「働いている人は、難しいこと(しんどいこと)でも最後までやりとおしている。」97.3% 事業所「今後も職場体験として中学生を受け入れる機会があれば協力したい」96.2% 保護者「職場体験等地域社会で子どもを育てることに賛同する」97.9%		学校教育課
関連事業名	若年者総合就業支援事業		所管
事業実績	・就職未内定者の就職促進等のため、滋賀労働局、県教育委員会等の関係機関と連携して「新規高等学校卒業予定者就職相談会」を開催 開催日 11月20日 参加生徒数 35校 232名 参加事業所 47社		
成果	新規高等学校卒業予定者就職相談会の開催により44名の就職が内定した。		

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■青年期（おおむね18歳～おおむね30歳）

施策名		施策の方向性	
(1) 社会への参画促進		社会の一員としての意識を育み、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、地域活動や社会貢献活動などへの主体的な参加を促す機会を提供します。	
評価	子ども・若者の育成に、ともに関わり、支える地域づくりの重要性について、県民の理解を促進した。		
今後の課題等	青少年の自立に向けての支援として、青少年支援団体との交流活動や体験の場づくりなどの取組を進めた。しかしながら都市化の進展など社会環境の変化により、地域における連帯感が希薄化し、青少年の自立にとって引き続き厳しい現状にある。今後とも、青少年活動団体の活性化とともに、青少年への情報提供や機会提供により、青少年の育成の推進を図っていく必要がある。		
具体的取り組み	2-(1)-ア	若者の主体的な社会参画の促進	
関連事業名	出会い発見！青少年応援事業		所管
事業実績	実施地域：南部地域 実施内容 ・職業人マッチングフェア：平成25年 2月 2日(土) 参加者 38名、支援者 23名 ・ネットワーク交流会 :平成24年 6月30日(土) 支援者 25名 ・マッチングフェア :平成24年 9月22日(祝・土) 参加者 78名、支援者 19名 ・現場体験ツアー :平成24年11月23日(祝・金) 参加者 18名、支援者 6名		子ども・青少年局
成果	職業人マッチングフェアのアンケート結果で、9割以上の参加者が「満足」、中でも6割以上の参加者が「大満足」と答えるなど、若者が色々な職業人と色々な話ができたと成果があった。		

2 子ども・若者の成長に応じた切れ目のない施策の推進

■青年期（おおむね18歳～おおむね30歳）

施策名		施策の方向性	
(2)若者の就職支援の充実		若者が能力と適性にあった職業を選択し、職業人として自立していくため、将来の目標をめざした就学や就業への支援を行います。また、農林水産業など地域産業に就く意欲のある若者を支援するなど、若者の就業機会の拡大を図ります。	
評価		昨年度と比べて、登録者数、利用者延数とも増加し、ヤングジョブセンター滋賀の利用が拡大しており、就職者数も1,561人から1,839人と伸びている。	
今後の課題等		新規学卒者等を取り巻く就職環境は依然厳しく、若者への一層の就職支援が求められている。	
具体的取り組み		2-(2)-ア 職業能力開発支援・就業支援の充実	
関連事業名	若年者総合就業支援事業		所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングジョブセンター滋賀などの就業支援機関を一体化した「おうみ若者未来サポートセンター」(滋賀県・滋賀労働局共同運営)を設置、運営。 ・若年者の就職を支援するため、ヤングジョブセンター滋賀で就職に関する相談、個別カウンセリング、求人・就職関連情報の提供等を実施。 ・平成24年度のヤングジョブセンター滋賀の利用実績(登録者数 3,515人、利用者延数 25,013人、就職者数 1,839人) ・県内企業への就職を促進するため、インターネットにより県内企業情報を提供するとともに、関係機関と連携して就職フェアを3回開催。 		労働雇用政策課
成果	概ね35歳未満の若年者に対し、滋賀労働局・ハローワーク等と連携・協力のもと、ヤングジョブセンター滋賀を運営し、総合的な就職支援をワンストップで行うことにより1,839人が就職した。		

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

施策名	施策の方向性
(1) 社会的養護を必要とする子どもに対する支援の推進	児童虐待が子どもの人格をゆがめ、次世代まで影響を及ぼす著しい人権侵害であるとの認識のもと、子どもの権利擁護の視点に立って、滋賀県児童虐待防止計画に基づき、社会的養護を必要とする子どもたちが適切かつ十分な支援を受けられる体制や社会資源を充実します。
評価	<p>市町、関係機関・団体および企業等との協働により「オレンジリボンをあなたの胸に」事業を展開し、多様な地域、場所、機会において多様な啓発活動を活発に実施でき、広く県民に児童虐待への理解と通告先の周知が図ることができた。</p> <p>CAPおとなワークショップへの参加により、関係者にCAPプログラムの目的や内容・方法がより認識され、学校や地域等でのプログラムの実施に向けた理解を図ることができた。</p> <p>児童虐待相談関係職員研修事業については、県教育委員会(学校教育課)および健康長寿課と共催することにより、多くの教職員や医師、看護師、保健師等の医療従事者の参加が得られ、虐待の早期発見・対応に効果のあるこれらの分野での児童虐待についての理解が促進された。</p> <p>市町や、県里親会、県民児協連など子どもに関わる関係団体に、子どもと家族を守る家づくり事業について周知、説明し、関係者の応募を働きかけた結果、登録家庭(者)を得ることができた。</p> <p>スーパーバイザーやケース・マネジメント・アドバイザーの派遣を通じ市町を支援することにより、市町の児童家庭相談機能や要保護児童対策地域協議会の機能強化が図れた。</p> <p>家庭等からの相談に相談支援担当職員や心理療法等担当職員が応じる体制や、緊急時のショートステイ利用などの対応を行うことで、周辺地域における相談支援体制の強化が図られた。</p> <p>要保護児童の増加に対応するため、里親の新規認定・登録および小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の計画的開設を進めたことにより、要保護児童の受入体制が拡充された。</p> <p>県、県里親連合会、小鳩会の三者による運営会議および実務者会議を開催し、事業計画等を調整することにより、個別の里親家庭への継続的な訪問支援や電話相談、地域里親会の意向を踏まえた学習会や里親サロンの開催や、そこでの保育支援など、民間ならではの里親や地域里親会に寄り添ったきめ細かな支援を行うことができた。</p> <p>児童養護施設等への専門職員の配置や施設における養護形態の小規模化を進め、施設に入所する子どもに対し、よりきめ細かなケアや支援を行うとともに、里親委託の推進、里親支援を行うことができた。</p> <p>委員による実地調査を通じて聴き取った子どもの意見や苦情等について、客観的かつ専門的な立場から施設に対して助言等を行うことにより、子どもが施設において安心して生活できるよう支援を行うことができた。</p> <p>児童養護施設の入所児童および県里親連合会の里親を対象にCAPプログラムを実施し、子どもたちの権利擁護に関する意識を高め、子どもが自らを守るための力を育んだ。</p> <p>また、児童養護施設等を退所した子どもに、自立支援ホームの利用を通じ、日常生活上の指導や職業指導などを行い、その社会的自立や就労を支援することができた。</p>

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

<p>今後の課題等</p> <p>児童虐待の未然防止および早期発見、早期対応を確実にするため、県民の児童虐待および通告の意味・目的の理解や通告先の周知を徹底していく必要がある。このため、子育て家庭により身近な地域や職場等における啓発を市町、関係機関・団体および企業等と協働して進めていくことが必要である。</p> <p>CAPプログラムについて、今後は地域の関係者だけでなく、一般の家庭へ広げていくため、市町等において実施されることが期待される。今後とも、CAPプログラムの周知が必要。</p> <p>昨年度には、県内で乳幼児揺さぶられ症候群を疑われる乳児の死亡事案が発生しており、母子保健や産科医療での早期発見・対応を進める必要があることから、研修の実施により保健・医療関係者の児童虐待に関する専門知識の習得を目指し、より一層、保健・医療関係機関・団体との協力を進めていく。</p> <p>各地域に、多様な子どもに対応する受入れ先を確保するため、幅広く子どもに関わる関係機関・団体に「子どもと家族を守る家」の目的等を周知し、より多くの申請者を得て、登録家庭(者)を増やすとともに、市町に対し「子どもと家族を守る家」を活用した子育て短期支援事業(ショートステイ)への取り組みを働きかけることが必要である。</p> <p>県内の児童虐待相談件数は年々増加しており、子育て家庭にとって身近な市町での虐待の未然防止や早期発見・対応は、今まで以上に重要になってきている。このため、スーパーバイザーやケース・マネジメント・アドバイザーを確保・充実し、専門性の確保や相談等の機能強化に向け引き続き支援していく。</p> <p>児童家庭支援センターは、現在、設置数が県内で一カ所のため、地理的な問題等から直接支援できる地域や家庭等が限定される。特に遠隔地にある家庭等への継続的な支援については、過重な負担がかかっている。今後は、市町および子ども家庭相談センターとの役割分担をすすめるとともに、より効果的な連携体制を築いていく必要がある。</p> <p>引き続き里親等への実質的支援及び家庭養護の推進を行っていくとともに、里親等の養育の質的向上を図る支援に、より一層努めることが必要である。</p> <p>平成25年度からは里親委託等推進員を小鳩会と県里親連合会に一名ずつ設置し、里親支援機関が二者になるため、それぞれの特色を活かした役割分担をおこなったうえで効果的な連携を図り、里親への支援の更なる充実を図っていく必要がある。</p> <p>虐待を受けた子どもに対する心理的なケア等を行うための専門職員を必要とするすべての対象施設に引き続き配置し、ケアの充実を図るとともに、里親支援等を行う専門職員のすべての対象施設への配置をすすめる、里親委託を推進する。</p> <p>また、対象となるすべての施設において小規模グループケアを導入し、各施設でのグループ数を増やすとともに、地域小規模児童養護施設の設置を進め、養護形態の小規模化をより一層進める必要がある。</p> <p>児童養護施設等で生活する子どもの自立に向け、退所前から退所後を通じ就業や社会生活の学習や相談など切れ目無く継続的に支援できるよう、施設と協力して退所前から子どもとの関係の構築を図り、相談支援活動につなげていく。</p> <p>また、児童養護施設等を退所し自立を目指す年齢の男女が、別棟であるとはいえ近い場所で生活することには性や生活の乱れ等々の危険性が伴うため、安全かつ安心な生活環境の確保に努める。また、将来的には、男女別々の場所への移転も検討する必要がある。</p>		
<p>具体的取り組み</p>	<p>3-(1)-① 児童虐待防止、早期発見・早期対応に向けた施策の推進</p>	
<p>関連事業名</p>	<p>地域企業参画型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業</p>	<p>所管</p>
<p>事業実績</p>	<p>・11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、オレンジリボンを活用した広報啓発を、市町関係機関・団体および企業等と協働して実施</p> <p>①街頭啓発 6回(5/1～3/3の間)</p> <p>②児童虐待防止キャラバン隊 全市町を訪問(10/12,10/18,10/19)</p> <p>③出前講座 30回(NPO法人に委託し実施)</p> <p>④企業等での取り組み(賛同企業等:78団体)</p> <p>⑤オレンジリボンでつなごう～びわ湖たすきリレー～ゴール地点イベント実施(10/28)</p> <p>⑥横断幕の掲示 県大津合同庁舎(10/31～12/28)</p> <p>※オレンジリボン配布数:約100,000枚</p>	<p>子ども・青少年局</p>
<p>成果</p>	<p>各種の啓発活動を実施し、県民に児童虐待への理解と通告先の周知を図った。この結果、平成24年度の子ども家庭相談センターへの児童虐待通告、特に隣人・知人からの通告が増加した。(前年比46件増、隣人・知人からの通告件数H22:231件 H23:231件 H24:323件)</p>	
<p>関連事業名</p>	<p>地域企業参画型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業(CAPプログラム)</p>	<p>所管</p>
<p>事業実績</p>	<p>子ども自らが暴力から身を守る力を付ける参加型人権教育学習「CAPプログラム」を日常的に子どもに接する関係者が学ぶ「おとなワークショップ」を県内10会場で開催した。</p> <p>①9月25日 ウェルネス八日市</p> <p>②10月17日 高島公民館</p> <p>③11月22日 ひこね市文化プラザ</p> <p>④11月27日 長浜市民交流センター</p> <p>⑤1月31日 大津市市民文化会館</p> <p>⑥2月15日 大津市役所</p> <p>⑦3月4日 甲賀総合事務所</p> <p>⑧3月9日 草津市民センター</p> <p>⑨3月15日 近江八幡市文化会館</p> <p>⑩3月29日 野洲市コミセンきたの</p> <p>(参加者計 約240人)</p>	<p>子ども・青少年局</p>
<p>成果</p>	<p>県内の10会場でワークショップを開催したことにより、各地域の保育士や教員など、福祉・教育現場等の関係者へのCAPプログラムの学習を進めることができた。</p>	

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

関連事業名	児童虐待相談関係職員研修事業	所管
事業実績	市町の相談担当、保育士、教職員、医師、保健師など子どもに直接関わる仕事に従事する関係職員に対して、児童虐待相談関係職員研修を実施した。 ・基礎研修および専門研修 7月27日～10月3日の間に12日間（講義および演習）参加者数 延べ774人 ・児童福祉司任用資格研修 H25年1月11日～2月19日の間に6日間（講義および演習）参加者数 78人（修了者数 50人）	子ども・青少年局
成果	研修には、市町の相談担当、保育士、教職員、医師、保健師など幅広く子どもに直接関わる仕事に従事する多くの関係職員の参加があり、児童虐待についての専門的知識の習得や児童福祉司任用資格の修了がされたことにより、虐待の早期発見・対応や市町職員の専門性の確保に資することができた。	
関連事業名	子どもと家族を守る家づくり事業	所管
事業実績	県内から広く「子どもと家族を守る家」の養育者となる方を募集。研修を実施し、終了者の家庭を「子どもと家族を守る家」として登録するとともに、子育て短期支援事業(ショートステイ)の受け入れ先としての活用に向け、登録家庭の情報を市町に提供した。 ・研修 1回(1会場)開催 ・認定、登録数 11家庭12名 ・県内から広く「子どもと家族を守る家」の養育者となる方を募集	子ども・青少年局
成果	里親等、子どもに関わる関係者の研修受講があり、11家庭12名を「子どもと家族を守る家」の養育者として登録できた。	
関連事業名	市町支援強化事業	所管
事業実績	市町の児童家庭相談機能や要保護児童対策地域協議会の機能を強化するため、スーパーバイザーおよび弁護士、社会福祉士、臨床心理士、外国語通訳等のケース・マネジメント・アドバイザーを派遣した。 ・スーパーバイザーの派遣 105回(11市町) ・ケース・マネジメント・アドバイザーの派遣 4回(3市町)	子ども・青少年局
成果	スーパーバイザーを2名、市町へ継続的に派遣し、ケース会議等において助言・指導することにより、要保護児童対策地域協議会および調整機関の機能を強化できた。 市町の要請に応じて、ケース・マネジメント・アドバイザーを派遣することにより、児童家庭相談への適切な助言・支援を行うことができた。	
関連事業名	児童家庭支援センターの設置運営	所管
事業実績	県内1カ所に設置(社会福祉法人小鳩会 こぼと子ども家庭支援センター) 相談支援担当職員2名、心理療法等担当職員1名を配置して、地域・家庭からの相談へ対応。 平成24年度の相談実績 ・来所相談 375件 ・電話相談 158件 ・訪問指導 43件	子ども・青少年局
成果	定期的な子育て講座の開催や、家庭等からの相談に専門性の高い職員が応じることで、家庭における子どもたちの健やかな育ちを支援することができた。	
具体的取り組み	3-(1)-② 子どもの保護・ケアの充実	
関連事業名	要保護児童受入体制の整備	所管
事業実績	里親の認定・登録や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の開設を促進することにより、要保護児童受入体制を整備した。 ・養育里親 新規認定・登録 22家庭 ・ファミリーホーム 新規開設 2カ所(定員11人)	子ども・青少年局
成果	里親制度についてのパンフレット等による広報や里親フォーラムの開催等の結果、家庭養護への関心がより一層高まり、里親の新規認定・登録に結びついた。また、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)については、事業創設時における毎年度2カ所の開設計画に基づき、事業実施希望者と調整した結果、年度内に2カ所が新規開設された。	

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

関連事業名	里親支援ネットワーク事業	所管
事業実績	<p>専門家を交えて里親支援策を協議する里親委託等推進委員会の設置。 里親の認定・登録および委託を促進するとともに、里親に対する各種の研修を実施。 また、今年度より(社福)小鳩会に里親委託等推進員を配置して里親支援事業を委託。里親の訪問支援、地域里親会との協働による学習会やピアカウンセリングの実施、家庭養護普及促進事業の実施、レスパイトケアの調整、施設入所児童ホームステイ事業の調整等を通じて、里親への支援を行った。</p> <p>①養育里親研修 ・養育里親研修 前期 基礎研修:講義(5月14日)+施設実習1日、 認定前研修:講義2日(6月4日、6月25日)+施設実習2日 修了者43人 後期 基礎研修:講義(11月10日)+施設実習1日、 認定前研修:講義2日(11月24日、12月7日)+施設実習2日 修了者14人</p> <p>②専門里親研修 ・専門里親養成研修 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会へ委託 修了者1人 ・専門里親更新研修 2回開催(1月27日、3月16日) 修了者5人 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会主催の更新研修 修了者1人</p> <p>③里親支援事業 ・訪問支援 里親委託等推進員による家庭訪問96回、心理的ケア指導員による家庭訪問72回 他に電話相談96回 ・通信「つなぎあい」 年4回×180部発行 ・ピアカウンセリング 年6回 参加延べ人数里親家庭25件、里親22人、養親3人、里子9人 ・家庭養護普及促進事業 里親フォーラム年2回開催 動員数69人 ・レスパイトケア 依頼総計3件 利用2件 利用里子3人 ・ホームステイ事業 利用希望施設5施設 利用児童26人 受入里親家庭16件</p>	子ども・青少年局
成果	<p>里親制度の広報啓発、認定・登録に向けた認定前研修、未委託里親や専門里親の研修および委託里親への各種支援事業等により、里親への委託と支援を進めた結果、里親の認定・登録の増につながった。なお、家事援助員は利用希望があったものの、病後児の対応など専門性の高いニーズであったため、援助員の登録されている里親の利用には繋がらなかった。</p>	
関連事業名	児童養護施設等における専門職員の配置等	所管
事業実績	<p>児童養護施設等で生活する虐待を受けた子どものケアや自立支援のために、専門職員の配置や小規模グループによるケア体制の整備を行った。家庭支援専門相談員、個別対応職員については配置が義務化された。</p> <p>①専門職員の配置 ・心理療法担当職員の配置 6施設(6人) ・里親支援専門相談員 2施設(2人)</p> <p>②小規模グループによるケア体制の整備 ・小規模グループによるケア 5施設(7グループ) ・地域小規模児童養護施設 3施設(3カ所)</p>	子ども・青少年局
成果	<p>心理療法を必要とする児童および母子等に心理療法を実施する専門職員を、対象となる全ての施設に設置できた。 また、里親委託の推進、退所児童のアフターケアとしての里親支援、地域支援としての里親支援を行う専門職員を、対象となる5施設のうち2施設において設置できた。 さらに、対象となる6施設のうち5施設において、小規模グループケアを導入することができた。</p>	
関連事業名	児童養護施設等の子どもの権利擁護事業	所管
事業実績	<p>児童養護施設等の子どもの権利擁護委員会を開催するとともに、委員による施設への実地調査を行った。 ・委員会の開催(2回) 平成23年度実地調査結果について協議、平成24年度実地調査について協議 ・実地調査(1回) 7施設(日帰り)</p>	子ども・青少年局
成果	<p>すべての対象施設に対し委員による実地調査を行い、面接を通じ、直接、子どもから意見や苦情等を聴き取り、施設に適切な対応について助言等を行った。より率直な意見や気持ち等を聴き取るため、多くの子どもと個別面接の時間を設け、対応した。</p>	
具体的取り組み	3-(1)-③ 親子関係の修復・家庭復帰(家族の再統合)、子どもの自立支援	
関連事業名	児童自立生活援助事業	所管
事業実績	<p>NPO法人びわこ青少年をサポートする会に委託して自立支援ホーム1カ所を運営し、児童養護施設の退所児童など社会的自立が困難な子どもに対し、自立支援を行った。 ・利用者数 実人数 6人 延べ50人月</p>	子ども・青少年局
成果	<p>児童養護施設等を退所した子どもたちや、行き場のない子どもたちが、ホームを利用することにより、社会で自立するためのスキルやマナーなどを学ぶことができた。</p>	

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

施策名	施策の方向性	
(2)DV(配偶者からの暴力)防止対策の充実	配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。))は、重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。また、子どものいる家庭におけるDVは、直接子どもに向けられた行為ではなくても、子どもに深刻な影響を与える児童虐待であると定義づけられています。こうした認識のもと、DV防止と被害者の適切な保護および自立支援を進めるため、総合的かつ積極的に施策を推進します。	
評価	<p>相談室の体制強化や県内の相談体制の充実・連携の強化を図ることにより、DVの防止とDV被害者の自立支援に向けた取組が進んでいる。</p> <p>県内の若年層(中・高・大)を中心に、デートDVとは何か、相手を自分を大切にすることとはどういうことかなどについて啓発を図り、DV防止など男女の人権が尊重され、あらゆる暴力を許さない男女共同参画社会の実現に向けた取組が進んでいる。</p> <p>県児童虐待防止計画およびDV防止基本計画に基づき、DVの防止および配偶者の保護のための広報啓発に取り組むとともに、関係機関等と連携、協力して被害者に対する相談支援活動を実施し、DV被害に遭った親子がともに安心して自立生活が送れるよう支援対策を推進した。</p>	
今後の課題等	<p>DV相談については、被害者の保護や心のケア、自立に向けての支援など単独部局での解決は難しいので、さらに関係機関との連携を図ることが大切である。</p> <p>交際相手から暴力や精神的支配を受ける「デートDV」は、将来、配偶者へのDVにつながる可能性が高いことから、若年層に向けた啓発が今後も必要である。引き続き平成23年度に作成したリーフレット等を通じた効果的な活用を図るとともに、教職員等が「デートDV」の正しい知識を持ち、生徒らに指導できるよう、教職員らに対する研修や意識啓発も重要である。</p> <p>DV被害者にとって、より身近な地域での相談支援体制の整備に向けて、市町でのDV防止基本計画の策定、県や市町等関係機関との連絡会議を通じた連携を一層進めていき、また、県民に対してDVの相談機関である配偶者暴力相談支援センターの周知を進めていく必要がある。</p>	
具体的取り組み	3- (2)ーア DV防止とDV被害者の自立支援の促進	
関連事業名	相談室運営事業	所管
事業実績	<p>滋賀県立男女共同参画センターにおいて、さまざまな悩みを持つ女性・男性に対して、男女共同参画相談員、男女共同参画心理相談員、弁護士による相談事業を実施するとともに、県内の相談体制の充実強化のため、ネットワークの運営や相談員の育成及び資質向上のための研修を実施。</p> <p>【総合相談】 相談件数 2,917件(相談方法別内訳: 面接相談465件、電話相談2,452件) ※内容別では、全体のうち672件がDV相談</p> <p>【専門相談】 法律相談 51件</p> <p>【スーパーバイザーの設置】 男女共同参画相談員に対して、スーパーバイザーによる事例研究およびアドバイスを月1回実施</p> <p>【男女共同参画相談ネットワーク会議の開催(県内相談機関相互の連携)】 市町・県関係機関連絡会議1回、相談員スキルアップ講座4回、事例検討会4回</p>	男女共同参画課
成果	<p>平成24年度から、男女共同参画相談員3名のうち1名をカウンセリングができる男女共同参画心理相談員として配置したことにより、相談機能の充実が図れている。</p> <p>相談員スキルアップ講座や事例検討会については、男女共同参画担当課と福祉部局担当者などが情報交換することにより、県内の相談体制の充実と連携強化につながった。</p>	
関連事業名	デートDV防止普及啓発事業(再掲)	所管
事業実績	<p>若年者の10人に1人がデートDV(交際相手からの身体的暴力や心理的暴力など)を受けている実態があることから、平成23年度に作成したデートDV防止啓発冊子を増刷し、男女共同参画センターにおいて出前授業や若年層向け啓発セミナーで活用するなど啓発を実施。</p> <p>・デートDV防止啓発リーフレット増刷 10,000部 ・出前授業 中学校4校 高等学校17校 大学2校 ・若年層向け啓発セミナー 開催日: 11月25日(参加者: 30人)、3月15日(参加者: 189人)</p>	男女共同参画課
成果	<p>中学校・高校に出前授業を行うことによって、直接若年層への男女が互いを尊重できる関係づくりの大切さについて啓発やデートDV防止に向けた働きかけができ、また、教職員への意識の高揚が図れた。</p> <p>若年層向け啓発セミナーでは、男女が対等な関係でお互いが相手のことを考え、思いやりの気持ちを持って相手に接することの大切さを学ぶことができた。</p>	

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

関連事業名	DV被害者総合対策推進事業	所管
事業実績	<p>3か所の配偶者暴力相談支援センターによる相談支援活動の充実と、研修等を通じた市町や関係機関における専門機能の向上や民間団体との連携を図り、DV被害者への支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV問題対策会議 1回開催 ・配偶者暴力相談支援センターのDV相談件数 948件 ・DV被害者支援担当者研修会 1回開催 参加者数 67名 ・DV相談員養成講座 6回開催 受講者延べ 306名 ・弁護士等専門相談 延べ66人 ・一時保護 81名(同伴家族91名) ・民間シェルター(1か所)への運営補助 ・若年層向けDV防止啓発DVDの作成 500枚 	子ども・青少年局
成果	<p>市町にDV基本計画の策定について働きかけた結果、新たに2市で策定された。また、DV被害者の相談や援助に関わる担当者を対象にした専門研修では、昨年度より参加者が増加し、多くの担当者に専門知識・援助技術を習得させ、資質向上が図れた。また、若い世代へのDV防止啓発を進めるため、若年層向けのDVDを作成した。</p>	

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

施策名	施策の方向性	
(3)障害のある子どもに対する支援の充実	乳幼児期において障害の早期発見と早期療養を実施し、保護者との情報共有に努めながら、切れ目ない継続した支援体制の構築を進めます。	
評価	<p>障害のある子どもの成長・発達およびその家庭への支援のため、身近な地域(福祉圏域)にネットワークアドバイザーを配置し、地域の実情に応じたネットワークを強化(地域自立支援協議会の充実)することにより、それぞれのライフステージに応じた地域生活の支援につながった。</p> <p>保育所においても、障害のある子ども一人ひとりの発達過程や障害の状態に応じた、きめ細やかな保育の実施を推進した。</p> <p>発達障害者支援センター設置事業では、発達障害者支援の拠点として全県的に支援を実施できた。相談支援実人員については昨年度より142人増加するとともに、研修等により市町や福祉圏域の関係機関に対する支援を実施した。</p> <p>18市町で相談支援ファイルの作成が終了しており、ほぼ全ての市町で相談支援ファイルの活用されている。</p> <p>巡回訪問指導教員の派遣により、入院療養中の小・中学生に対する学習等の補完、心理的安定に寄与することができ、退院後在籍校へのスムーズな適応ができた。</p>	
今後の課題等	<p>今後も、引き続き障害児保育の充実について、保育所職員の資質・専門性の向上や保育所の実施体制づくりについて支援を行う必要がある。</p> <p>発達障害者支援センターにおいては相談支援ニーズが高く、相談に待機が生じている状況であり迅速な対応ができるような対策が必要である。また、成人期の発達障害者支援ニーズが高いことから、成人期の発達障害者への相談支援の充実が課題である。</p> <p>大津市のみ相談支援ファイルが作成されていない。また、作成済の市町での活用状況の把握が必要である。</p> <p>入院療養中の小・中学生の状況に応じた学習の補完、相談活動等ができる指導教員の引き続きの確保が必要である。</p>	
具体的取り組み	3-(3)-ア 障害の早期発見、早期治療の推進と障害のある子どもの成長・発達およびその家庭への支援	
関連事業名	障害児(者)地域生活ネットワーク支援事業	所管
事業実績	地域の相談支援体制と併せ、地域自立支援協議会を中心とする総合的な地域ケアシステムの充実を推進するためネットワークアドバイザーを7福祉圏域に配置。	障害福祉課
成果	障害児(者)の希望とそれぞれのライフステージに応じた地域生活を支援する成果があった。	
関連事業名	障害児保育推進事業(自治振興交付金)(再掲)	所管
事業実績	<p>障害児が入所する保育所において、障害のある子ども一人ひとりにきめ細やかな保育を実施するため、保育所における障害児数に応じて自治振興交付金を交付。</p> <p>・平成24年度の障害児保育推進事業の補助実績(186,600,000円)</p> <p>保育所 …… 232箇所</p> <p>対象障害児数 … 1,348人</p>	子ども・青少年局
成果	保育所職員の資質・専門性の向上、保育所職員、家庭および協力期間等との連携強化、ならびに中核的職員の配置に対する支援を行い、障害児保育の環境を充実させた。	

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

具体的取り組み	3-(3)-ウ	発達障害のある子どもに対する支援	
関連事業名	発達障害者支援センター設置事業		所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援 実支援人員819人 延支援件数 3523件 ・発達障害児(者)及びその家族等に対する発達支援 実支援人員 46人 延支援件数 112件 ・発達障害児(者)に対する就労支援 実支援人員136人 延支援件数 976件 機関コンサルテーション 46箇所 個別支援のための調整会議 232回 センターの主催で企画した研修 9件 センター共催で企画した研修 24件		障害福祉課
成果	県内の発達障害児(者)への相談支援、発達支援、就労支援を行うとともに、関係機関へのコンサルテーションなどの支援に取り組んだ。 また、研修の開催等により支援関係者のスキルの向上に取り組んだ。		
関連事業名	相談支援ファイルの活用推進		所管
事業実績	18市町で相談支援ファイルが活用されている。		障害福祉課
成果	18市町で、保護者が所持しライフステージごとに必要な支援情報を共有するための相談支援ファイルが活用されている。		
具体的取り組み	3-(3)-エ	特別支援教育の推進	
関連事業名	巡回訪問指導教員の派遣		所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・病院等(病弱特別支援学校または院内学級が設置されている病院を除く)に、入院療養中の小・中学生を対象として巡回訪問指導教員を派遣し、学習支援・相談活動等を実施した。 ・小学生を対象とする巡回訪問指導教員2名、中学生を対象とする国語、数学、英語、理科、社会の各1名、計5名の巡回訪問指導教員を病院へ派遣した。 ・派遣対象者は、小学生 10人、中学生 26人、合計 36人であった。 		学校教育課 (学校支援課)
成果	入院療養中の小・中学生に対して、在籍校の学習進度に合わせた指導ができた。		

※所管欄（ ）内は、平成25年度の所管課を表す。

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

施策名	施策の方向性	
(4)外国人の子どもに対する支援の充実	異なる文化、習慣、価値観を持つ者同士が、相互に理解し、互いの人権を尊重しながら、それぞれの子どもが健やかに成長していけるよう必要な支援を行います。	
評価	<p>加配教員の配置や非常勤講師の派遣により、日本語指導や生活適応指導の充実が図ることができた。</p> <p>外国人児童生徒および保護者に対して、母語を介して適切な支援を行うことで、学校と家庭が協力しながら、生徒の学校生活等への適応を図ることができた。</p> <p>外国人少年補導員の積極的な活動により、外国人学校及び外国人児童生徒に対する継続的な働きかけを行うことができた。</p>	
今後の課題等	<p>日本語指導が必要な外国人児童生徒の県立学校における在籍数は増加しており、母語支援の拡充が今後ますます必要である。入学式や保護者会など依頼が集中する時期があり、より迅速に対応できるような体制づくりを進める必要がある。</p> <p>今後も継続した活動が必要で、低年齢少年からの意識啓発やいじめ防止に関する意識啓発を行う必要がある。</p>	
具体的取り組み	3-(4)-ア	外国人の子どもへの学習支援
関連事業名	教員の加配・非常勤講師の派遣	所管
事業実績	<p>・外国人児童生徒が在籍する公立小中学校に対し、日本語指導に対応するため、必要に応じて教員を加配措置するとともに、外国人児童生徒が2人以上の学校には、在籍児童生徒数に応じて非常勤講師を週9時間を上限に派遣、加配教員を措置している学校にあっても30人を超える学校については、非常勤講師を週9時間派遣するもので、加配教員を23名配置、非常勤講師を延べ70名(平24年度末)派遣した。</p> <p>・また、外国人生徒が在籍する県立高等学校に対しても、加配教員を4名配置した。</p>	教職員課
成果	加配教員の配置や非常勤講師の派遣により、日本語指導や生活適応指導の充実を図ることができ、また、外国人児童生徒に対する適応支援や日本語指導等を行うことで、学習意欲の向上や学校生活への適応を図ることができた。	
関連事業名	外国人児童生徒ハートフル支援事業	所管
事業実績	<p>・派遣したハートフル支援員数：計9名</p> <p>・派遣校数：15校(高等学校13校、特別支援学校2校)</p> <p>・派遣回数：51回(ポルトガル語34回、スペイン語13回、タガログ語3回、中国語1回)</p>	学校教育課
成果	保護者懇談会、面談等で、外国人児童生徒とその保護者の思いや願いを学校に伝えたり、学校からの連絡事項や文書の内容等を伝えたりするなどの支援を行うことで、保護者と学校の情報の共有と信頼関係の構築に成果があった。	

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

具体的取り組み	3-(4)-ウ 外国人の子どもの健全な育成の支援	
関連事業名	外国人少年健全育成支援の実施	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人少年補導員による外国人学校における非行防止教育支援 外国人少年補導員4人が外国人学校に赴き、外国人児童生徒に対し、万引き防止、日本の法律やルールを教える等合計63回の非行防止教育支援を実施。 ・外国人少年補導員による街頭補導活動等の実施 外国人少年補導員4人による集住地域に対する街頭補導活動を2回実施し、外国人少年10人に声かけを行うとともに、外国人少年やその保護者に対する立ち直り支援活動を7回実施。 	警察本部 少年課
成果	<p>外国人学校の非行防止教育に対する意識を高めるとともに、外国人児童生徒の規範意識及び被害防止意識の向上を図ることができた。</p> <p>外国人少年やその保護者の相談に対応し、非行からの立ち直りを支援することができた。</p>	

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

施策名	施策の方向性
(5) 非行防止対策等の推進と心の問題への対応の充実	青少年の非行防止活動等を推進し、社会的に自立する上で何らかの課題がある青少年の支援を充実します。
評価	<p>7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」に県下一斉啓発日を設定し、全市町で行政と民間の協力による広報啓発を行うとともに、少年センター等による立入調査やフィルタリングソフト利用促進など、青少年を有害環境から守り、よりよい育成環境をつくる活動を集中的に行った。</p> <p>市町や関係機関・団体の協力を得て、全県下で保護者をはじめ県民にインターネット環境が青少年に及ぼす影響やフィルタリングソフトの効果等について周知することができた。</p> <p>平成20年の条例改正後、引き続き、携帯電話販売店へのアンケート調査を行い、青少年のフィルタリングソフトの利用状況の一端が把握できた。</p> <p>未成年者の喫煙や薬害乱用を防止するため、7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」を中心に、全市町で広報啓発や関係業者への働きかけなど、青少年を有害環境から守り、よりよい育成環境をつくる活動を集中的に行った。</p> <p>関係機関等と連携し各種運動・啓発活動を実施した結果、少年を含むあらゆる年代に対して薬物乱用問題に関する認識を深めることができた。</p> <p>無職少年対策連絡会議等を通じて教育や警察などの関係機関と連携し、街頭補導活動、相談活動や無職少年の就労・就学の支援を実施することにより、青少年の非行防止と健全育成を効果的に推進することができた。</p> <p>平成16年度から県内の少年センターに青少年立ち直り支援センター(あすくる)機能を設置し、警察、教育、福祉等の関係機関と連携して、非行少年等の立ち直りを支援事業を推進してきた結果、関係機関等において「あすくる」の役割や機能が浸透しつつあり、支援少年数は減少したものの、昨年度の実績やプラン目標の70%を超える支援完了率(73.7%)を達成した。</p> <p>子どもや青少年の心の問題または保護者の子育てに関する悩みに対応するため、子ども・子育て応援センターにおいて相談に応じるとともに、相談支援体制の充実に向け、電話相談に応じる人材を養成を進めることができた。</p> <p>不登校傾向の生徒が、教室復帰することができたり、多面的な子ども理解の浸透が進み、教職員の実践力が向上した。また、公立小・中学校における不登校児童生徒は、減少傾向にあり、スクールカウンセラーの活用により不登校の未然防止にも効果が現れるようになった。</p> <p>昨年度途中からスクールカウンセラーが毎日常駐するいじめ対策に係るモデル校を設定し、その効果について研究調査を継続している。</p> <p>スクーリング・ケアサポーターの派遣により、学齢期の行き渋りや不登校状態を改善することができ、課題を抱えた子どもたちの社会的自立に向けた支援ができています。</p> <p>ひきこもり支援センターへの相談件数が増加し、ひきこもりの相談窓口として周知されてきた。また、ひきこもっている子ども・若者が仲間と出会える場の充実に伴い参加者数も増加している。</p> <p>家族学習会を月1回実施して、家族が教室に参加しやすくとともに、自宅に近いところで家族で交流できるような場の支援も実施した。</p>

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

今後の課題等	<p>長年に渡る行政と民間の協力による啓発活動や設置者等への働きかけの結果、平成23年3月に図書等自動販売機が全台撤去できたことから、青少年を有害な環境から守り、よりよい育成環境をつくるには、即効的な方法は無く、県民への広報啓発や関係業者への働きかけを継続的に実施していく必要がある。</p> <p>携帯電話販売店における青少年のフィルタリングソフト設定率は64.1%であり、設定しない理由の多くが「保護者が必要ないと判断したため」であった。今後、アンケート調査の継続による利用状況の把握とともに、青少年だけでなく、保護者に対してもインターネットサイトの危険性とフィルタリングソフトの必要性を啓発していく必要がある。</p> <p>タスポの導入、行政と民間の協力による啓発活動や関係業者への働きかけ等により、喫煙や薬物乱用で補導される少年は減少傾向にあるが、大麻等に加え、新種薬物の乱用も問題となっていることから、県民への広報啓発や関係業者への働きかけを途切れることなく継続的に実施していく必要がある。</p> <p>携帯電話等を利用してインターネット等から薬物を容易に入手できる環境があるため、子どもに対する薬物乱用防止教育に一層取り組む必要がある。</p> <p>経済面など家庭環境の影響から就労・就学に至らず無職となる少年も多いことから、保護者・家庭への支援を含めて青少年の非行防止と健全育成を進めていくため、少年センターと市町の児童家庭相談担当や子ども家庭相談センターなどの福祉関係機関との連携も強化していく必要がある。</p> <p>ここ数年、青少年立ち直り支援センター(あすく)には、不登校やひきこもり、発達障害などの問題を抱え非行傾向にある青少年に関する相談が増加しており、各地域に適切な支援機関・方策が不足していることもあって、「あすく」が対応しているが、今後、これらの問題を抱える青少年を適切に支援するためには、福祉・医療・教育等の関係機関との一層の連携や機能の充実、職員の能力の向上が必要である。</p> <p>問題を抱え悩む子どもや保護者などが気軽に相談できるよう子ども・子育て応援センターの周知に努めるとともに、様々な悩みに対して適切な支援ができるよう、相談員の資質の向上を継続して図っていく必要がある。</p> <p>年々、児童生徒や保護者からのニーズが高まっているものの、そのニーズに十分対応できる派遣時数を予算的に確保できない状況がある。いじめ問題への対策強化についてもスクールカウンセラーを活用し、いじめ被害者のみならず、加害者へのケアを強化し、再発防止に努めねばならない。</p> <p>スクーリング・ケアサポーターの派遣事業は、不登校状態にある児童を学校に復帰させることを最重要課題として捉えていることや事業効果が高いことから、自治振興課交付金の中でも特定事業に位置付けているが、この事業活用は15市町に留まっている。今後、いじめ未然防止の機能を付加していく必要がある。</p> <p>社会的引きこもり対策として、今後は仲間と出会える場に出てきた子ども・若者が、精神保健福祉センターや保健所以外の社会資源の情報を活用し、市町や民間の取組と連携して、就労等を推進していく必要がある。</p>	
具体的取り組み	3-(5)-ア	健全な育成環境の整備
関連事業名	青少年にふさわしい環境づくり推進事業(再掲)	
事業実績	<p>県青少年健全育成条例に基づき、有害図書等の指定、7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」を中心に、万引き等の初発型非行の抑止の啓発活動を行うとともに、各少年センターに委託して図書販売店等への立入調査や指導などを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害図書等の指定 図書164冊 ・立入調査 延べ715回(16少年センターの計) ・青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間推進対策会議 1回開催 	
成果	7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の実施に向けて、同月間推進対策会議を開催し、関係業者・団体との情報交換と情報共有を行ったうえ、啓発活動や少年センター等による立入調査を実施した。	
関連事業名	青少年にふさわしい環境づくり推進事業(再掲)	
事業実績	<p>・7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の重点施策に「インターネット上の非行・被害防止対策の推進」を掲げ、県内一斉街頭キャンペーン日を設定するなど啓発活動を進めた。(全市町で実施)</p> <p>・少年センターにより、携帯電話販売店への青少年のフィルタリングソフト利用のアンケート調査と利用勧奨を行った。(携帯電話販売店:対象136店、回答135店、回収率99.3%)</p>	
成果	7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」を中心に、全市町において啓発活動を進め、インターネットサイトの危険性の周知とフィルタリングソフトの利用促進を図った。 少年センターにより、携帯電話販売店に対し、アンケートの依頼・回収時に青少年のフィルタリングソフト利用の勧奨を働きかけた。	

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

関連事業名	青少年にふさわしい環境づくり推進事業(再掲)	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の実施事項に「有害環境の浄化活動等の推進」のひとつとして「酒類やたばこを入手しやすい環境の改善」や、「薬害乱用防止対策の推進」を掲げ、たばこ関係団体や「覚せい剤・シンナー乱用防止強化運動」と連携して啓発活動を進めた。 ・青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間推進対策会議 1回開催 	子ども・青少年局
成果	7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の実施に向けて、同月間推進対策会議を開催し、関係業者との情報交換と情報共有を行ったうえ、連携して啓発活動を進めた。	
関連事業名	薬物乱用防止対策事業(再掲)	所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施 実施期間：平成24年6月20日～7月19日 平成24年6月23日 6・26ヤング街頭キャンペーンを実施。 ・覚せい剤・シンナー乱用防止強化運動の実施 実施期間：平成24年6月20日～7月19日、平成24年11月15日～12月14日 ・各少年センターが行う薬物乱用防止啓発活動に対する補助の実施 16少年センターに対して補助。 ・薬物乱用防止推進大会の開催 平成24年11月14日に開催。参加人数115名 ・シンナー等取扱者に対する立入調査委託の実施 少年センター、警察署、保健所が連携して、シンナー等取扱者施設914施設に対して、立入調査を実施。 	医務薬務課
成果	各種運動・啓発活動を県内各地で展開することにより、子どもやその家族を含めた多くの世代に対して薬物乱用防止に向けた啓発ができた。 シンナー等取扱者に対する立入調査により、事業所におけるシンナー等の取扱いの適正化が図れた。	
具体的取り組み	3-(5)-イ 非行防止、立ち直り支援の推進	
関連事業名	無職少年非行防止対策費	所管
事業実績	<p>各少年センター(16カ所)に無職少年の自立を支援する専従職員を配置し、学校や職場などの帰属先がなく非行に陥りやすい無職少年に対して、就労・就学等を支援するほか、不良行為少年等に対する街頭補導活動や問題を抱える少年への相談活動等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導無職少年数 延べ301人(うち就職・就学者数 延べ151人) ・無職少年対策連絡会議 1回開催 ・補導回数 5,428回 ・相談件数 延べ9,605件 	子ども・青少年局
成果	各少年センターにおいて、学校や企業と連携して無職少年に就労・就学等の支援を行った結果、151人(27人減)が就職・就学した。 少年補導委員の協力を得て街頭補導活動を行った結果、延べ9,605人(2,671人減)の少年を補導した。	
関連事業名	非行少年等立ち直り支援事業	所管
事業実績	<p>9カ所の少年センターに、支援コーディネーター、臨床心理士、教員を配置して青少年立ち直り支援センター(あすくる)機能を設置し、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくり等により、非行少年等の立ち直りを支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援少年総数 236人(支援継続少年101人を含む) ・支援完了少年総数 133人(就職・就学・目標達成・中止した少年数) ・支援完了率 73.7%(就職+就学+目標達成)÷支援完了少年総数×100) 	子ども・青少年局
成果	青少年立ち直り支援センター(あすくる)において支援した少年は、昨年度より51人減少した。これらの少年に対して個々に応じたプログラムに基づき、学校や支援企業等と連携して就労・就学等の支援を行った結果、98人が就職、就学、目標達成することができた。	

3 特別な支援を必要とする子ども・若者に対する施策の推進

具体的取り組み	3-(5)-ウ	心の問題への対応の充実	
関連事業名	子ども・子育て応援センターの運営		所管
事業実績	<p>子ども・子育て応援センター(愛称:こころんだいやろ)において、年末年始を除く毎日、電話相談を開設し、子どもや青少年の抱える問題への相談・支援を行うとともに、民間団体と協働して子どもの電話相談を受ける人材を養成する講座を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 延べ 2,777件(電話相談 2,765件、面接相談その他 12件) ・子どもの電話受け手養成講座 1回開催(3日間の連続講座) 参加者99人 		子ども・青少年局
成果	<p>電話相談啓発カードの作成や配布など、子ども・子育て応援センターの周知を進めたことにより、前年度に比べ全体の相談件数が増加した。(237件増)</p> <p>「子どもの電話受けて養成講座」には、多くの参加者が得られ、子どもに対する相談支援活動に従事する人材の養成が行えた。</p>		
関連事業名	スクールカウンセラー等活用事業		所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー配置時間 中学校(市町立・県立すべての中学校100校に配置) 高等学校(県立高等学校46校に配置) 総派遣時間数18,811時間(緊急含む) ・相談件数 児童生徒・保護者から 8,412件、教職員から 6,935件の相談がある 656回の校内研修を実施した 		学校教育課
成果	<p>欠席の減少など改善した者(小中高合計)579人、うち教室復帰できた者121人。</p> <p>年度途中の補正予算により派遣時間を増加、いじめ問題への対応等についてスクールカウンセラーに相談している生徒・保護者・教員も増加した。</p>		
関連事業名	スクーリング・ケアサポーターの派遣事業		所管
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣市町 12市3町 ・スクーリング・ケアサポーター派遣時間数 15,510時間 ・総派遣人数 68人 		学校教育課
成果	<p>スクーリング・ケアサポーターとして延べ68人の大学生等が531人の児童にかかわり、76%にあたる404人が好転した。また、教室に行けなかった94人のうち、41%にあたる39人が教室に行けるようになった。</p>		
関連事業名	社会的ひきこもり対策事業(精神保健福祉センター)		所管
事業実績	<p>平成22年4月より、県立精神保健福祉センター内にひきこもり支援センターを設置し、①個別相談、②家族交流会、当事者の会等の実施、③家族会の支援、④関係者研修会の実施、⑤啓発講演会の実施、⑥連絡会議の開催を実施。</p> <p><事業実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ①個別相談 電話:688件 来所:930件 ②ひきこもり家族教室 10回 延277名 ひきこもり家族交流会 12回 延 44人 家族教室in高島 3回 延40人 仲間の会 12回 延 90人 作業グループ 12回 延106人 ③とまとの会 12回 延 224人 ④事例検討会 10回 参加65人(所内および保健所等で開催) 従事者研修会 9/15 参加49人 10/14 41人 ⑤啓発講演会 9/10 参加 136人 ⑥連絡会議の開催 2回 参加 118人(71機関) 		障害福祉課
成果	<p>ひきこもり支援センター開設2年目で、所外でのケース会議や市町での家族教室開催など、アウトリーチや関係機関との協働が進みつつある。</p>		

4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

施策名	施策の方向性	
(1) 真の自立をめざし、生活の安定および向上を図る就業支援	ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、その就業を支援し、就業により十分な収入を安定的に確保するとともに、子どもの成長に伴い変化する就業形態に対する希望にも柔軟に対応できる就業支援を実施します。	
評価	平成23年10月に、県立男女共同参画センターの滋賀マゼアズジョブステーション(MJS)内に県内2ヶ所目となる母子家庭等就業・自立支援センターを開設し、来所による相談の増加などにより、多くの母子家庭の母の就業を支援することができた。 就労経験が乏しい等の理由で失業状態にある母子家庭の母や、出産・育児等によって退職し、再就職を希望する女性等に対して、就労への再チャレンジの機会を提供し、職業的自立を促すため、女性の就労ニーズに応じた職業訓練を実施し、一定の効果があつた。	
今後の課題等	MJS内のセンターと大津市ののぞみ荘内にあるセンターとの役割分担、MJSにおけるハローワークとの連携強化が課題である。また、両センターのある大津市や近江八幡市から距離のある湖北、湖西地域の相談体制についても検討が必要である。 母子家庭の母を対象とした訓練(講習)においては、ハローワークや母子福祉関係機関との連携を深め、より就職につながりやすい訓練(講習)となるよう取り組んでいく必要がある。また、出産・子育て等を理由に離職した女性を対象とした訓練では、より対象者のニーズに合ったものとなるようにする必要がある。 女性の再チャレンジ支援能力開発事業では、引き続き、就労ニーズに合った訓練内容の設定にするとともに、託児サービスなどについて充実を図り、より受講しやすい環境づくりと、就職率の向上を図る必要がある。	
具体的取り組み	4-(1)-ア 一人ひとりの状況やニーズに応じた就業情報提供、職業あつせんおよび能力開発の支援の推進	
関連事業名	母子家庭等就業・自立支援センター事業	所管
事業実績	<p>・母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業サービスの提供等のため、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて各種就労指導を実施。</p> <p>①就業相談事業 就業相談に応じ家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性、就業への意欲形成、求人等の情報提供など、助言指導を行うとともに、各地域に赴き、就業にかかる巡回相談等を実施。 →来所相談:264件、電話相談:374件、巡回相談:28件 合計666件</p> <p>②就業促進活動事業 公共職業安定所等と連携し、求人情報を提供。また、企業等を訪問し、母子家庭の母の就労等に対し理解を得る活動を実施。</p> <p>③就業支援講習会事業 能力開発の機会を提供し、経済的自立を促進するため、就業につながるやすい技能、資格を習得するため講習会を実施。 →パソコン講習会 初級:第1回15人、第2回13人、中級:13人、検定:14人 計55人が修了</p> <p>④就業情報提供事業 母子家庭の母等の求職活動を支援するため、就業支援バンクを開設し、インターネット等を活用して求人情報を提供するとともに、情報収集や啓発活動などを実施。</p> <p>⑤母子自立支援プログラム策定事業 滋賀県母子自立支援プログラム策定実施要綱に基づき、個々の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施。 →策定人数 県:140人(参考:市208人 県域計:348件)</p>	子ども・青少年局
成果	就業相談から就業支援講習会への参加、就業情報の提供等を実施し、母子家庭等の就労支援を行ったことにより、149名の方が就業された。 また、母子自立支援プログラム策定事業を通じて、77名の方が就業された。(226名)	
関連事業名	女性の再チャレンジ支援能力開発事業(再掲)	所管
事業実績	<p>○母子家庭の母を対象とした職業訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練期間 : 2~3ヶ月間 ・ 実施形態 : 集合型 4コース(定員:各12名、計48名) 優先型 19コース(離転職者対象コースに優先枠を設け実施) ・ 訓練内容 : パソコン・経理事務、介護員養成、医療事務 等 ・ 平成24年度実績 : 受講者(72名) 修了者(64名) 就職者(46名) 就職率(65%) ※就職者には中途退校就職者(6名)を含む。 <p>○出産・子育て等を理由に離職された女性を対象とした短期間の職業訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練期間 : 5日間 ・ 実施形態 : 集合型 8コース(定員:各20名、計160名) ・ 訓練内容 : パソコンの基本操作の習得(ワードコース・エクセルコース・検定対策コース等) ・ 平成24年度実績 : 受講者(146名) 修了者(138名) 就職者(3名) 就職率(2%) 託児サービス利用者数(94名) 	労働雇用政策課
成果	母子家庭の母等を対象とした訓練においては、就職率が65%であり、一定就職に結びつけることができた。 出産・子育て等を理由に離職された女性を対象とした短期間の職業訓練については、託児サービスの併設により受講しやすい環境を整備することで定員がほぼ充足した。	

4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

施策名		施策の方向性	
(2) 仕事と家庭を両立するための子育て支援の推進		子育てと就業等との両立は、子どもを持つひとり親家庭にとって不可欠であることから、安定就労のため、多様なニーズに対応する保育所、放課後児童クラブなどの子育て支援施策を着実に推進します。また、家事、育児の援助などの支援を推進します。	
評価		多様な保育の充実を進めるとともに、保育所および放課後児童クラブの整備により利用可能人員の拡大を図り、子育てと就業等との両立支援を推進した。 家事・育児の援助など、ひとり親家庭の支援として実施しているホームフレンドおよび家庭生活支援員の派遣は引き続き一定の需要があり、ひとり親家庭等への支援の一助としての役割を今後も果たすことが見込まれる。	
今後の課題等		引き続き、ひとり親家庭の子育てと就業等との両立のため、保育所および放課後児童クラブの充実を図ることが必要である。 ひとり親家庭の子どもは、親とのコミュニケーションの機会が、ふたり親家庭より少なくなりがちであるため、今後もホームフレンドの派遣による支援を続けていくことが必要と思われる。 家庭生活支援員の派遣により、引き続き、家事、育児の支援を進めていくことが必要である。特に、父子家庭への派遣が今後増加するものと見込まれ、父子家庭への支援がこれまで以上に重要になる。	
具体的取り組み	4-(2)-イ	家事・育児の援助などの支援の促進	
関連事業名	ひとり親家庭ホームフレンド事業(児童訪問援助事業)		所管
事業実績	・ひとり親家庭の小・中・高校生を対象に、話し相手や勉強の簡単な手伝いをするホームフレンド(大学生)を派遣。 事業実績 ホームフレンド 3人、派遣先 3世帯、活動回数 28回		子ども・青少年局
成果	子どもに対して話し相手や遊び相手、学習指導などを行い、子どもの心の支えとなった。		
関連事業名	母子家庭等日常生活支援事業		所管
事業実績	・ひとり親家庭等に対して、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣するなど生活支援や子育て支援を実施。 事業実績 (1)父子家庭 派遣実績:24件、123日 (2)母子家庭 派遣実績:164件、423日		子ども・青少年局
成果	ひとり親家庭等に対して、家庭生活支援員を派遣し、家事援助や子どもの世話等を行うことにより、サポートを行った。		

4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

施策名		施策の方向性	
(4)生活の安定と自立を可能にするための経済的支援		経済的支援の推進や養育費について、広報・啓発・相談の実施により、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。	
評価	母子寡婦福祉資金の貸付により、母子家庭、寡婦家庭の生活の安定と自立に向けた経済的支援を行った。		
今後の課題等	引き続き、母子家庭・寡婦家庭の生活の安定に向け母子寡婦福祉資金を貸付け、生活の安定と自立を促進する必要がある。		
具体的取り組み	4-(4)-ア	経済的支援	
関連事業名	母子福祉資金の貸付 寡婦福祉資金の貸付		所管
事業実績	・母子家庭等の経済的自立の支援と生活意欲の向上を図り、あわせて児童の福祉を増進するための資金の貸付。 (貸付の種類) (1)修学資金・(2)就学支度資金・(3)修業資金・(4)就職支度資金・(5)技能習得資金・(6)医療介護資金 (7)生活資金・(8)住宅資金・(9)転宅資金・(10)結婚資金・(11)事業開始資金・(12)事業継続資金 (実績) 母子貸付 288件、139,644,340円 寡婦貸付 6件、4,694,000円		子ども・青少年局
成果	母子貸付は、H23年度からやや減少傾向にあり、昨年度は対前年度の98.6%(1,951千円減)となった。(H23:141,596,140円) 寡婦貸付も同様に、貸付額が前年度の93.9%(304千円減)となった。(H23:4,998,000円)		

4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

施策名	施策の方向性	
(5)心のケア等も含め、それぞれの家庭の実情に応じた相談・支援を実施していくための体制づくり	行政と母子福祉団体等が連携し、ひとり親家庭に対する相談・支援体制を充実します。	
評価	ひとり親家庭福祉推進員は身近な相談相手として各地域(概ね小学校区に1名程度)に設置しており、ひとり親家庭等の支援の最前線において重要な役割を担っており、各種施策浸透にも大きな役割を果たしている。	
今後の課題等	<p>母子自立支援員、プログラム策定員等ひとり親家庭に対する相談や支援に携わる関係者にとって、合同会議や研修会は、毎年改正される制度等、母子福祉関連事業のポイントや新しい取扱いについて学ぶ貴重な機会であり、そこで得る知識と成功例は処遇困難ケースへの対応等活動の指針として重要な意味を持っている。</p> <p>ひとり親家庭福祉推進員は市町からの推薦により2年毎に委嘱を行っているが、過去からの経緯で、母子福祉団体所属の寡婦が従事されていることが多い。自身の体験を踏まえて対応できるという点では望ましいが、高齢化が進み若年母子が増加する今日にあっては対応が困難なケースもあるのではないかと懸念される。自治体によっては、民生委員児童委員や行政職員OBなど母子福祉団体の会員以外の推進員が増えてきているが、全体の平均年齢は64歳とやや高い傾向にある。近年父子家庭の父の支援も必要となってきており、男性への対応に困惑される推進員もいることから、県域で数名程度男性の推進員を設けることも課題として考える必要がある。</p> <p>母子福祉担当職員合同会議・研修会は従来福祉事務所設置の市や県(郡部:健康福祉事務所)の担当職員を対象としてきたが、平成22年度より町の担当者へも案内し、参加を呼びかけている。困難かつ多様なケースへの対応は関係機関が連携して対処していく必要があり、関係職員の全体的な資質向上が課題である。</p>	
具体的取り組み	4-(5)-ア	母子自立支援員・ひとり親家庭福祉推進員などによる相談体制の充実
関連事業名	ひとり親家庭福祉推進員の設置	所管
事業実績	ひとり親家庭に対しての相談活動や情報提供、制度の活用支援のため、母子自立支援員の協力者として「ひとり親家庭福祉推進員」を設置。 平成24年4月から2年間で227名に、滋賀県ひとり親家庭福祉推進員を委嘱。(大津市では平成23年4月からの2年間で別途73名に委嘱) ただし、途中辞退により、平成24年度末現在は県は226名(大津市は73名)	子ども・青少年局
成果	広報誌「ひとり親家庭サポート定期便」等行政情報の配布、母子寡婦福祉資金貸付等を申請する際の、意見書作成等、ひとり親家庭の状況に応じて行政へつなぐ「行政とのパイプ役」として、ひとり親家庭が安心して生活や子育てができる環境づくりのため、各地域でひとり親家庭の支援につながった。	
関連事業名	母子自立指導員等の資質の向上	所管
事業実績	地域の母子家庭等ひとり親家庭に対して、効果的かつきめ細やかな支援を実施できる体制の確保のため、ひとり親家庭を支援する母子自立支援員・プログラム策定員など、相談関係業務に従事する職員に対する情報提供や、資質向上のための会議・研修会を開催。 ①母子福祉担当職員合同会議 第1回平成24年6月15日13:30~16:30 参加者40名 第2回平成25年3月12日10:00~12:00 参加者35名 ②母子福祉担当職員合同研修会 第1回平成24年12月14日13:00~16:40 参加者37人 ※中央子ども家庭相談センター・婦人相談所にて開催 第2回平成25年3月12日13:00~15:30 参加者36名 ③母子自立支援員全国研修会・養育費相談支援全国合同研修会への参加 ④ひとり親家庭福祉推進員研修会の開催 年2回:1回目は合同・2回目は地域毎に開催	子ども・青少年局
成果	各地域で活動する母子自立支援員・プログラム策定員等相談関係業務従事職員に対し、合同会議では、母子福祉関連事業の制度改正や、事業内容等について周知することができた。 また、合同研修会では、ひとり親家庭のおかれている現状を学び、他地域における取り組みや好事例を情報交換することで、今後の活動へのヒントを得る良い機会となった。特に、福祉の現場を見学する機会として、中央子ども家庭相談センター・婦人相談所で研修を実施し、参加者からも非常に参考になったとの意見があった。	

4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

施策名	施策の方向性	
(6)ひとり親家庭への情報提供およびひとり親家庭への理解を促進するための企業や県民等に向けた広報・啓発	ひとり親家庭に関する関係者の情報共有を進め、円滑な相談・支援を推進します。また、企業や県民等に向けた広報・啓発を推進し、ひとり親家庭に対する県民の理解を深めます。	
評価	<p>研修会を開催することで、ひとり親家庭の身近な相談相手である「ひとり親家庭福祉推進員」に対して、ひとり親家庭への支援策等について一定の周知を図ることができた。また、地域連絡会議においては、少人数で話し合うため、各ひとり親家庭福祉推進員が日々の活動で抱えている思いを発言しやすく、問題点等を共有することができた。</p> <p>ひとり親家庭に対し、ひとり親家庭施策等の必要な情報を直接提供するため「ひとり親家庭サポート定期便」を発行し、配布した。(平成24年2月の配布部数は2,183(母子2,032、父子151)であったが、平成25年2月には2,479(母子2,290、父子189)まで増加した。)</p> <p>「ひとり親家庭等のしおり」は、各種福祉施策・貸付・就労相談・医療費助成・育児相談など他分野の情報で、かつ県・市町単独事業のように実施機関が個々に広報している施策も含め、様々な施策を一元的に取りまとめ、問い合わせ先等も明記していることから、分かりやすく、使いやすいと一定の評価を得ている。</p>	
今後の課題等	<p>研修会等に全く参加しない推進員(担当エリアで母子寡婦福祉資金貸付やサポート定期便の希望がない、あまり活動の機会がない推進員に多い傾向がある。)に対して、ひとり親家庭福祉施策の周知・啓発を行うことが必要である。「ひとり親家庭等のしおり」や「サポート定期便」、各種研修資料を送付しているが、その習熟および活用について、母子自立支援員に声かけや確認を依頼していく必要がある。</p> <p>また、地域ごとに推進員の活動状況に違いがあるため、他地域との情報交換についても検討していく必要がある。</p> <p>「ひとり親家庭サポート定期便」については、ひとり親家庭に役立つよう、質の高い情報とするとともに、本当に求められている情報が必要な家庭に配布されているか確認することも必要である。</p> <p>福祉施策を活用しておらず、市町に把握されていない孤立したひとり親家庭が、求めれば必要なときに、必要な情報を得ることができるよう、情報提供方法の多様化(例:ホームページ)等についても検討していく必要がある。</p>	
具体的取り組み	4-(6)-ア 関係機関等における適切な情報共有	
関連事業名	ひとり親家庭福祉推進員研修会の実施等	所管
事業実績	<p>ひとり親家庭の身近な相談相手である「ひとり親家庭福祉推進員」に対して、各種施策や制度、個人情報の取り扱い等について研修を実施。</p> <p>事業実績 (1)研修会 第1回 平成24年4月25日(水) 滋賀県ひとり親家庭福祉推進員委嘱式当日に開催 対象:県ひとり親家庭福祉推進員227名、大津市ひとり親家庭福祉推進員73名および行政関係職員50名 第2回 対象地域別研修会(県内4会場に分けてエリア別に開催) ①平成24年11月12日(月)草津市まちづくりセンター会議室(湖南・甲賀エリア対象) ②平成24年11月20日(火)米原市米原公民館2AB会議室(湖北・湖東エリア対象) ③平成24年11月27日(火)滋賀県婦人会館研修室(東近江エリア対象) ④平成24年12月 1日(土)大津市木戸公民館大会議室(大津・高島エリア対象) (2)地域連絡会議開催 15エリア(13市+2郡部)毎に地域連絡会議を開催。地域における問題の傾向と対策について話し合いをもち、地域の実情にあった課題と対応策の検討が行われた。</p>	子ども・青少年局
成果	<p>第1回研修会はひとり親家庭福祉推進員委嘱式のあとに開催し、およそ8割の推進員が出席した。第2回研修会はそれぞれ①59名(81%)、②46名(70%)、③50名(78%)、④85名(86%)計240名(80%)のひとり親家庭福祉推進員が出席し、養育費や各種施策・制度について研修を受講した。(欠席の60名にも後日資料を配付し、情報の周知徹底を図った。)</p> <p>また、必要に応じて地域連絡会議をそれぞれの地域で単独開催し、地域の諸問題について話し合いをもち、地域の実情にあった課題と対応策の検討が行われた。</p>	

4 ひとり親家庭の自立を促進する施策の推進

具体的取り組み	4-(6)-イ	ひとり親家庭に対する施策の周知の徹底
関連事業名	ひとり親家庭サポート定期便事業	
事業実績	ひとり親家庭からの相談に応じ、必要な制度の活用支援を行うため、年3回「ひとり親家庭サポート定期便」を作成し、当冊子を希望する家庭に対して、ひとり親家庭推進員が個別に訪問配布。 H24年6月・10月、H25年3月に各3,000部作成し、ひとり親家庭に配布。	
成果	児童扶養手当や高等技能訓練促進費などの制度改正、子ども・子育て応援センターや心の教育相談センターなどの情報を掲載し、ひとり親家庭に必要な情報を提供した。 また、母子家庭を積極的に雇用している企業の紹介や、母子家庭等就業・自立支援センターからのお知らせなど、就労支援に関する情報の提供も行った。 この他、ひとり親家庭福祉推進員が、冊子を訪問配布することにより、ひとり親家庭の実態把握にもつながった。	
関連事業名	「ひとり親家庭等のしおり」の作成	
事業実績	ひとり親家庭の父・母および寡婦に関する制度や施策をまとめた「ひとり親家庭等のしおり」を18,000部作成し、市町・関係団体等を通じてひとり親家庭等に配布。	
成果	ひとり親家庭、民生委員・児童委員、ひとり親家庭福祉推進員、各種児童福祉施設、相談機関(子ども家庭相談センター・ハローワーク)等に配布することにより、様々な分野で取り扱っているひとり親家庭等への施策を一元的に周知することができた。	
		子ども・青少年局
		所管
		子ども・青少年局

3. 淡海子ども・若者プランの数値目標の進捗状況

指 標	プラン策定時の現状値 (H22.2時点)	平成21年度末実績	平成22年度実績	平成23年度実績	平成24年度実績	平成26年度末までの目標	
1 家庭教育協力企業協定の締結企業数	901事業所 [H22.2.15現在]	904事業所	1,008事業所	1,111事業所	1,249事業所	1,200事業所 [平成25年度]	
2 ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数	376社 [H22.1.28現在]	393社	517社	597社	649社	560社	
3 男性の育児休業取得率	1.4%	1.4%	1.3%	2.1%	1.8%	5%	
4 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町数	17市町	16市町	17市町	全市町	全市町	全市町	
5 周産期の死亡児数（出産1,000人あたり人数）	5.3人 [平成20年]	—	4.0人 [平成21年]	4.3人 [平成23年] (H23.1.1～12.31)	3.8人 [平成24年] (H24.1.1～12.31)	3.9人	
6 地域子育て支援拠点事業の実施箇所数	108か所 ^(*)	111か所 ^(*)	114か所 ^(*)	118か所 ^(*)	124か所 ^(*)	124か所 ^(*)	
7 一時預かり事業の実施箇所数	97か所 ^(*)	98か所 ^(*)	97か所 ^(*)	102か所 ^(*)	104か所 ^(*)	117か所 ^(*)	
8 子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施市町数	5市町	5市町	6市町	6市町	8市町	全市町	
9 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の実施市町数	4市町	4市町	4市町	3市町	5市町	8市町	
10 ファミリー・サポート・センター設置市町数	10市町	10市町	10市町	11市町	10市町	15市町	
11 次世代育成支援対策地域協議会設置市町数	18市町	18市町	18市町	17市町	17市町	全市町	
12 淡海子育て応援団事業登録事業所数	884事業所 [H22.2.17現在]	837事業所	1,047事業所	1,332事業所	1,581事業所	1,000事業所	
平日昼間の保育利用児童数							
13	3歳未満児（認可保育所、家庭的保育事業）	8,531人	8,198人 [H22.4.1時点]	9,007人 [H23.4.1時点]	9,486人 [H24.4.1時点]	9,909人 [H25.4.1時点]	9,893人
	3歳以上児（認可保育所、家庭的保育事業、幼稚園の預かり保育）	18,366人	15,110人 [H22.4.1時点]	19,765人 [H23.4.1時点]	20,353人 [H24.4.1時点]	20,941人 [H25.4.1時点]	18,822人
14	福祉サービス評価（自己評価）実施保育所数	229か所 [平成20年度]	233か所	245か所	251か所	259か所	全保育所
15	延長保育実施保育所数	182か所	180か所	185か所	196か所	203か所	208か所
16	夜間保育実施保育所数	2か所	2か所	2か所	2か所	3か所	4か所
17	休日保育実施保育所数	14か所	14か所	16か所	16か所	16か所	27か所
18	病児・病後児保育実施箇所数	13か所	15か所	14か所	14か所	14か所	28か所
	うち体調不良型	(4か所)	(5か所)	(5か所)	(5か所)	(5か所)	(7か所)
	うち病児対応型・病後児対応型	(9か所)	(10か所)	(9か所)	(9か所)	(9か所)	(21か所)
19	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）利用児童数（小学1年生～3年生）	8,232人	7,989人 [H22.5.1時点]	8,393人 [H23.5.1時点]	8,451人 [H24.5.1時点]	8,919人 [H25.5.1時点]	9,596人
20	しがこども体験学校参加団体数	80団体	80団体	93団体	105団体	117団体	100団体
21	ヤングジョブセンター滋賀での支援による就職者数	1,181人 [平成20年度]	1,436人	1,654人	1,561人	1,839人	1,300人
22	養育支援訪問事業の実施市町数	13市町	13市町	14市町	17市町	18市町	全市町

指 標	プラン策定時の現状値 (H22.2時点)	平成21年度末実績	平成22年度実績	平成23年度実績	平成24年度実績	平成26年度末までの目標
23 児童福祉司任用資格を持つ者、または同資格研修の受講者を児童家庭相談業務担当者として配置する市町数	16市町	16市町	16市町	18市町	18市町	全市町
24 児童福祉司任用資格を持つ者、または同資格研修の受講者を要保護児童対策地域協議会の調整機関業務担当者として配置する市町数	17市町	16市町	16市町	18市町	18市町	全市町
25 要保護児童対策地域協議会設置市町数	17市町	17市町	全市町	全市町	全市町	全市町
26 措置を要する要保護児童の受入可能数	364人 [H22.2.1現在]	364人 [H22.2.1現在]	358人 [H23.3.31現在]	372人 [H24.3.1現在]	385人 [H25.3.1現在]	396人
27 養育里親登録数	95家庭、156人 [H22.2.1現在]	96家庭 [H22.4.1現在]	116家庭 [H23.3.31現在]	146家庭 [H24.3.31現在]	160家庭 [H25.3.31現在]	131家庭
28 障害児童クラブ数	18か所	17か所	12か所	12か所	10か所	30か所
29 発達障害のある子どもの相談支援ファイルを作成している市町数	8市町	8市町	9市町	18市町	18市町	全市町
30 青少年立ち直り支援センター（あすくる）での支援プログラム終了率	60.9% [平成20年度]	59.0%	71.3%	72.3%	73.7%	70%
31 母子家庭等就業・自立支援センターの取り組みによる年間就業者数	84人 [平成20年度]	110人	115人	126人	149人	110人
32 母子家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員（子育て支援）登録者数	203人 [H22.1.31現在]	203人 [H22.1.31現在]	239人 [H23.1.31現在]	267人 [H24.3.31現在]	281人 [H25.3.31現在]	350人
33 養育費を受け取っている母子家庭の割合	24.6%	24.6%	—	—	—	33%

・(*)は市町が実施する類似の単独事業を含んだ数値。